令和８年第４回　飯塚市議会会議録第３号

令和８年９月９日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第８日　　９月９日（水曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）
これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。１５番　赤尾嘉則議員に発言を許します。１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
いつか会の赤尾です。質問に入ります前に、一言申し上げます。このたびの令和８年熊本地震、また、令和８年８月千葉豪雨によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。
それでは、通告に従い一般質問に入ります。旧立岩交流センター跡地については、前回の一般質問で、事業の進捗、事業主体、土地利用計画の変更、提案内容の履行、第三者利用などについて確認しました。その際、行政からは、「今後、確認する」、「協議する」、「検討する」とされた事項が複数残されています。
今回は同じ議論を繰り返すものではありません。前回答弁以降、行政が何を確認し、どのように対応してきたのか。そして、現在の事業の進捗や履行状況を、市が今後どのような基準をもって判断していくのか、その考え方を明確にしていただきたいと思います。また、現在起きている状況だけを見るのではなく、なぜこのような状況に至ったのか、当初の公募方法、公募基準、審査、事業者選定まで遡って検証する必要があると考えています。
今回の質問を、今後の市有地売却において、同じ問題を繰り返さないために、制度改善につなげるという観点から、順次質問してまいりますので、よろしくお願いします。
前回の一般質問以降、事業者から新たな工程表や事業スケジュールの提出はありましたか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
前回、６月定例会でのご質問におきまして、株式会社コスモから令和７年８月１日付で提出されておりますスケジュールでは、令和８年４月１日着工、令和９年９月末引渡しの予定でございましたが、その時点で着工に至っていないため、改めてスケジュールの提出を求めており、相手方からは６月中に提出するとの回答を得ていると、そのようにご答弁を申し上げたところでございます。
その後、６月中に相手方からスケジュールの提出がございませんでしたので、令和８年７月

２３日付文書にて、土地利用計画書における提案内容の確認と併せまして、９月３０日までに回答するよう通知しておるところです。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　そうですね、前回は６月中に提出するとの回答を得ているとの答弁でした。しかし、結果として６月中には提出されなかったということですね。
　では、６月中に提出されなかった理由について、市は事業者に確認していますか。
　また、改めて期限を９月３０日と設定した理由についてもお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　事業者が６月中にスケジュールを提出できなかった理由としましては、社内調整に時間を要しているとの回答でございました。
　９月３０日を回答期限としましたのは、市からの送付文書においてスケジュールだけではなく、土地利用計画書における提案内容の確認についても回答を求めることとしておることから、事業者において回答に一定の時間を要すること、また、回答の受領後に想定される市の対応策を考慮して、期限を設定しております。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　では、現在の着工準備等の進捗状況及び売買契約上の事業完了期限までに事業が完了する見通しについて、市の見解を伺います。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　事業完了期限は、所有権移転の日から起算して５年以内、すなわち令和１０年８月３１日でございます。当初計画から相当の遅延が生じておりますことから、市といたしましては、９月３０日の回答期限までに提出される回答内容を精査した上で、期限内の事業完了が可能であるかどうかを判断することとしております。
　仮に、実現可能なスケジュールが示されない場合、または期限までの事業完了が困難であると判断される場合については、顧問弁護士に相談の上、買戻し特約の行使を含めて対応してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　つまりは９月３０日の回答は単なるスケジュールの報告や進捗報告ではなくて、この事業を継続できるのか、場合によっては買戻し特約の行使を検討するのかを市が判断するための重要な回答になるという認識でよろしいですか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　今、質問者のおっしゃるとおりございまして、事業者からの回答内容に基づきまして、顧問弁護士と協議しながら対応していくことになります。その結果によって買戻しの行使という判断も想定される重要な回答となります。

○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　今回の答弁全体を通じて、「顧問弁護士と協議する」という言葉が繰り返されます。法的判断について専門家の助言を受けることは当然です。しかし、私は法的にできるかどうかだけを聞いているのではありません。市民の財産をプロポーザルで売却した行政として、事業が選定時の目的を実現しているのか、提案が履行されているのか、事業者選定が適切だったのか、これは顧問弁護士ではなく、市自身が行政として判断すべき問題だと考えますが、いかがでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　確かに今議員がおっしゃったとおり、今回、公募型プロポーザルで選定しております。それに対する事業の進捗状況等を鑑みて、市にもそれの説明責任というのは十分果たす役割はございます。
　ただし、法的な根拠等との整合性等も必要になってきますので、顧問弁護士に相談しながら、対応を図ってまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　ここで買戻し特約について、１点だけ確認しておきます。今回の旧立岩交流センター跡地とは別の市有地売却について、私が確認しているところでは、旧楽市小学校跡地及び旧鎮西中学校跡地について、買戻し特約の解除を行ったと聞いております。今回はこの２つの案件を詳しく追求するものではありませんが、市が市有地売却における買戻し特約をどのような考え方で取り扱っているのかを確認するために伺います。この２つの案件について、市は何を確認し、どのような基準、あるいは判断に基づいて買戻し特約を解除したのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　それぞれの不動産売買契約書におきまして、「設定された買戻し特約については、乙が事業計画に基づく事業が完了したことを甲が承認した場合、乙の請求により抹消できるものとする」と規定しておりました。旧楽市小学校跡地及び旧鎮西中学校跡地における、土地利用計画はいずれも宅地分譲地でありましたことから、開発行為に係る工事の完了をもって事業完了としております。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　では次に、現在の事業主体と共同事業者の関係について、お尋ねします。本事業における現在の事業主体、建築主、資金調達主体、工事発注主体等は、市はどのように把握しているのか。また、売買契約の相手方が本事業の主体であると明確に判断しているのか伺います。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　前回の一般質問でもご答弁いたしましたが、株式会社シフトライフの協力を得て事業を進めていくとの説明を受けておりますが、市に対してこれまで提出されております文書等は全て株式会社コスモが発出しておりまして、具体的な協力内容についてはまだ把握しておりません。

なお、契約当事者であり、契約上の義務を負う主体は株式会社コスモでございます。この点につきましては、顧問弁護士からも事業者が事業計画を遂行しようとしている以上、直ちに契約違反とすることはできないとの回答を得ております。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
契約書上の義務主体が株式会社コスモであることではなくて、実際に誰が資金を調達し、誰がマンション販売を行い、誰が事業上の責任を負って進めるのか、その実態を市が把握しているのかと聞いています。現時点でも具体的な協力内容を把握していないということで間違いありませんか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
先ほど答弁しましたとおり、具体的な協力内容については把握しておりません。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
契約相手方を株式会社コスモと明確に位置づけながら、実際の資金調達、販売、役割分担を把握していない。この状態で市は何を根拠に株式会社コスモが主体となって事業計画を遂行しようとしていると判断しているのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
何をもってというご質問ですが、先ほども答弁いたしましたが、市に対して提出されております文書等は全て株式会社コスモが発出しております。それと、あと先ほどの顧問弁護士のほうから事業者が事業計画を遂行しようとしている以上、直ちに契約違反とすることはできないと。こういう観点から申し上げたものでございます。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
主な理由というか、根拠としては、この事業者が全ての提出書類を発出していると。それが大きな要因ということでしょうか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
主体性という点からはそういうことになります。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
では次に、土地利用事業計画の変更と当初審査との整合性について、お尋ねします。当初提案から建物の別棟化や配置変更等が生じています。公募型プロポーザルにおいて評価、採点された提案をどの範囲まで変更できると考えますか。
また、変更を承認する際のやむを得ない理由の判断基準についても伺います。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）
令和７年７月１８日付で株式会社コスモより提出されました土地利用事業計画変更承認申請書は、隣接地の払下げに伴い、建物の配置等を変更する内容のものでございました。当初の土地利用事業計画に掲げた分譲マンションを建設し、多目的広場、コーヒーショップを設置するという計画の基本部分について変わるものではありませんでしたので、市において変更を承認したものでございます。
公募型プロポーザル方式は、事業者の提案内容を総合的に審査、評価して、相手方を選定するものであるため、原則として当初提案の趣旨に基づき、事業が実施されるべきものと考えております。
一方で、設計の詳細化や地盤条件、各種法令の適用等に伴い、計画変更が生じる場合につきましては、顧問弁護士等の法的な助言を得つつ、単なる事業者の経済的・金銭的都合によるものではなく、客観的、合理的な理由が存在するかどうかを精査した上で、変更承認の適否を判断する必要があると考えております。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
今の答弁は大変重要だと思います。プロポーザルで選定された以上、売却後、自由に計画を変更できるものではなく、当初提案の趣旨が維持されていること、変更には客観的、合理的理由があることが必要だということですね。確認いたします。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
本件は公募型プロポーザル方式であり、提案時の土地利用計画書が高く評価されて随意契約に至ったという前提がありますことから、事業者には提案内容の履行を求めることができ、変更の承認に当たっては一定の根拠が必要であるとの顧問弁護士の意見も頂いております。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
次に、土地利用事業計画に記載された提案の履行確認についてお尋ねします。コーヒーショップ等の生活利便施設、多目的広場、地元業者への工事発注、地域への寄附、自治会加入促進等の提案について、現在の履行、協議状況及び市としての確認手法、時期について伺います。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
先ほど答弁いたしました令和８年７月２３日付発出文書の中で、土地利用計画書において記載のありました、バリアフリー化、コーヒーショップの設置、地元業者への発注及び地域への寄附の４点に関する計画について、９月３０日までに書面にて回答するよう通知しております。
実施が困難な事項がある場合は、具体的かつ客観的な理由を明らかにするよう求めており、当該提案内容は事業者選定の重要な評価要素であり、本事業の完了の判断に関わるものと考えております。
また、多目的広場及び自治会加入促進の提案につきましては、これらの回答を得た後に協議していくものと考えております。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）

今の答弁にありました当該提案内容は事業者選定の重要な評価要素であり、本事業の完了の判断に関わるとの答弁は明確です。

では、これは単なる努力目標ではなく、市が履行状況を判断する上で、実質的に確認すべき提案内容だということでよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

質問者が言われましたとおり、これは事業者に履行を求めるべきものと考えております。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

では、実施できない提案があった場合、理由を聞くだけで終わるのではなく、その提案が選定時の評価にどの程度影響していたのか、変更後の事業がなお選定の前提を満たしているのかまで検証する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

土地利用計画書における提案のうち、事業者から実施できないなどの回答があった場合には、それを市として認めるかどうか、顧問弁護士に意見を聞いた上で判断してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

ここでも顧問弁護士が出てくるんですが、しかし、何点をつけて選定したか、その提案が選定結果にどれほど影響したかを検証するのは、法的判断ではなく市の審査、すなわち、行政判断ではないでしょうか。履行できない提案を認めるかの前に、市自身が選定時の評価への影響を検証すべきではないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

質問者のおっしゃっている、「市が」ということは十分理解いたします。この制度自体だけではなくて、本市にはあらゆる制度等がありますけれども、そういうところで課題や問題が生じたときには、よりよい制度への検討というのはしなければならないというふうに思っております。

ただし、先ほども言いましたように、法的根拠との整合性等もありますので、今回、顧問弁護士との相談の中で判断していきたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

では次に、第三者による土地利用についてお尋ねします。現在、敷地内に設置されているモデルルームや残土置場等の第三者利用について、契約関係や対価の有無等を把握しているでしょうか。

また、本来の事業完了前に第三者の別事業に利用させることについて、市の見解を伺います。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

本年７月初めに旧立岩交流センター敷地内に大量の土砂が積まれ始めたため、搬出元を調査しましたところ、第２駐車場跡地でありましたことから、直ちに株式会社シフトライフに確認の連絡をいたしました。

地下工事のため、一時的に土砂を仮置きするもので、８月下旬には埋め戻すとの報告を受けましたので、土砂が飛散したり、崩落することのないよう安全管理の徹底について注意を行いましたが、その後、８月中旬に全て撤去されたことを確認しております。

前回もご答弁しましたように、当該地の所有権は株式会社コスモに移転しておりますので、モデルルームも含めまして、旧立岩交流センター跡地の事業計画に支障を来さない限りにおいて、第三者による一時的な土地利用が問題になるものではないと考えておりますが、本来の土地利用事業計画の遂行に支障を来すことのないよう、今後も適正な管理、指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

まず、なぜ直ちに確認した事業者が株式会社シフトライフだったのか。事業主体であり、契約義務主体であるはずの株式会社コスモには確認したのか、お尋ねします。

また、確認したのであれば、その内容についてもご説明ください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

土砂の搬出元が第２駐車場跡地であることをすぐに確認できましたことから、事業者である株式会社シフトライフに確認したものでございます。その際、株式会社コスモが承諾しているとの報告も受けましたので、株式会社コスモには確認は行っておりません。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

ここはちょっと確認しておきたいと思います。市は契約当事者、義務主体は株式会社コスモだと答弁しています。その株式会社コスモ所有の土地を第三者が利用したにもかかわらず、利用した側から所有者が承諾していると聞いただけで、所有者本人には確認していない。なぜ、第三者の説明だけで確認を終えたのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども答弁いたしましたが、株式会社シフトライフの協力を得て、株式会社コスモが主体でこの事業をやっているという点がございましたので、今回、第２駐車場跡地から土砂を持ち出したことも確認できましたので、まずは、株式会社シフトライフに確認を行ったということでございます。質問の主体である株式会社コスモになぜ確認しないのかというところにつきましては、私もちょっとその辺は、反省すべき点かなというふうに考えます。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

これは指摘しておきますけど、契約の当事者とか義務者、事業実施主体が曖昧になっていると、市民の誤解を招く可能性がございます。確認業務だったとしてもその辺はしっかりと市の考えというか、方針を示していただきたいと思います。

では、所有権が民間事業者に移転していることは承知しています。しかし、この土地は土地利

用計画を評価して売却相手方を選定した公募型プロポーザルによって売却した土地です。一時的で本来の事業に支障がなければ第三者利用は問題ないという判断は、どの契約条項、募集要項、あるいはどの基準に基づくものなのか、お示しください。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　敷地内での第三者利用につきましては、市が事業計画に支障がないという判断をしたものでございますが、募集要項に記載がなく、売買契約書に条項がない中では、市が相手方の行為に対抗する法的根拠を持たないということになります。このままでは事業計画に支障を来すような理由が生じた場合であっても有効な対応ができない状況に陥るおそれがありますので、先ほども申し上げましたが、今後の公募型プロポーザルにおいて制度の改善を検討してまいりたいと考えております。
　なお、土砂置場やモデルルームにつきましては、事業計画に支障を来さないものと判断しておりますが、事業の進捗状況を注視し、必要に応じて事業者に対して適切な指導を行ってまいります。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　つまり、本件の公募契約には、事業完了前の第三者利用について、市が有効に対応するための規定がなかったと。これは制度上の不備があったという認識でよろしいでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　不備といいますか、そこがやはり改善すべき点だというふうに考えます。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　一番確認しておきたいことが当初計画から相当の遅延があっていると、新しい工程表の提出もないと、実施体制も把握できず期限内完了が可能かどうかさえ、９月３０日の回答を見なければ判断できない。
　その一方で、モデルルームや土砂置場については、事業計画に支障がないと判断されました。何を根拠に支障がないと判断できたのか、判断に用いた工程、資料、客観的基準がおありでしたらお示しください。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　先ほども答弁いたしましたが、事業計画に支障を来さないということで、今回、第三者の土地利用も承認したわけですが、先ほど申し上げましたように、事業計画に支障が来すような理由が生じた場合とかに関しては、今、現段階の募集要項とか契約の条項にそういう基準が設けられていませんので、制度については改善していく必要があるという認識でございます。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　判断する材料がないから、８月末の土砂の搬出、逆に今度は搬出をするという回答を得られたので、そういう判断をしたという認識でいいですか。

○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　そのとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　土砂の仮置きについて１点指摘しておきます。私は、今回の仮置きが直ちに危険な盛土に当たると言っているのではありません。しかし、熱海市の土石流災害を契機として、国も建設発生土の搬出先確認やストックヤード適正管理を強化しています。それだけ土砂の搬入、仮置きについては慎重な確認が求められているということです。そのような中、市は安全管理について注意を行ったとのことですが、誰の責任でどのような管理の下で仮置きされているのかまで確認できたのでしょうか。関係部署も含め、今回の行政対応が十分であったか検証していただきますようお願いします。
　それでは、ここまでの答弁を整理します。市は当初計画から相当の遅延があると、事業実施体制には現在も不透明な部分があると、原則として当初提案の趣旨に基づいて事業が実施されるべきであると、土地利用計画書の提案内容は事業者選定の重要な評価要素であり、事業完了の判断にも関わると答弁されています。
　そこで、９月３０日の回答を受けた際、市が何をもって、この事業を継続可能であると判断するのか。今の時点で明確にしておきたいと思います。
　少なくとも次の４点は判断材料になるということでよろしいでしょうか。
　１点目、令和１０年８月３１日までに事業が完了できる具体的で実現可能な工程が示されること。
　２点目、売却相手方である株式会社コスモを契約上の義務主体として実際の事業実施体制と各事業者の役割が明確になること。
　３点目、公募時に評価した主要な提案内容について履行できること。また、変更する場合においては、具体的、客観的な理由が確認できること。
　４点目、変更後の計画が当初の土地利用計画の基本的な趣旨及び選定の前提を維持していること。
　そして、これらについて十分な説明や客観的な裏づけが得られない場合には、回答が提出されたという形式だけで済ませるのではなく、必要に応じて是正を求め、それでも事業完了が困難と判断される場合は買戻し特約の行使を含めて判断するということでよろしいでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　今、質問者が言われた４点も含めまして、先ほど申しました令和８年７月２３日に発出しております相手方への回答を要求している文書、これを客観的、あと、具体的に回答できるようにという依頼をしておりますので、それをもって、顧問弁護士に意見を頂きながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
　ちょっとここは意見しておきたいんですが、私は誰に相談するかは聞いておりません。市が何を基準に判断するのかを聞いております。今示した４点を市自身の判断材料とするのか明確な答弁を頂きたいんですが、難しいと思いますんで、ここは答弁を求めません。顧問弁護士の意見は

法的助言であって、市の判断基準そのものではないということは確認しておきたいと思いますし、指摘しておきたいと思います。

それでは、前回提案した制度改善の検討状況についてお尋ねします。１者応募時の対応の見直し、再公募制度の導入、採点基準の客観化、提案内容の履行確認制度の創設など、今後の市有地売却制度の改善に向けた検討状況について伺います。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

前回の一般質問でもご答弁しましたように、令和６年度に実施いたしました旧二瀬交流センター以降の事業者選定委員会につきましては、新たに中小企業診断士や宅地建物取引士などの外部専門家に委員として参画いただくことで、審査体制を強化しております。旧二瀬交流センターの公募におきましては、１者のみ応募がありましたが、一次審査において得点が６割に満たず不採択となっておりまして、必ずしも１者応募において契約に至るものではございません。

また、配点基準並びに履行確保及び変更手続の明確化につきましては、担当課において検討を進めているところでございますが、現時点で制度として具体的な形をお示しできる段階には至っておりません。引き続き検討を進めまして、次回の公募型プロポーザル実施までには、客観的採点表の標準化や変更、履行確認の手続を明文化した基準を整備したいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

外部の専門家を入れると、採点基準を客観化すると、変更や履行確認を明文化すると、こうした改善自体は評価いたします。では、なぜここまで制度を改善する必要が生じたのでしょうか。旧立岩交流センター跡地の公募、審査、選定を振り返り、従来の制度に改善すべき点があったからではないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

地域拠点であった公共施設跡地の売却に当たり、地域の意見も反映できるよう利活用計画を審査して決定する目的で導入しました公募型プロポーザル方式におきましては、金額の多寡のみによって売却相手方を決定する一般競争入札と異なり、その選定過程において市の説明責任が伴います。本件事業のみならず市が行う事業制度におきましては、生じた課題を踏まえよりよいものへと見直しを行っていく必要があると認識しておりまして、応募者が提出します資料の見直しや、選定委員会への外部専門家の参画などもその一環でございます。引き続き、他自治体における事例なども収集しながら、本制度の透明性と実効性を高めるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

ここで事業者選定そのものについて、１点確認します。現在、市自身が把握している事実があります。１つ目は、当初計画から相当の遅延が生じていること。

２つ目は、契約上の義務主体は株式会社コスモであるとしながら、実際の資金調達、販売、役割分担など、具体的な事業実施体制を現在も把握できてないということ。

３つ目は、公募時に事業者選定の重要な評価要素とした提案内容について、現在になって改めて履行できるのか、確認しなければならない状況にあることです。これらはいずれも事業者の事業遂行能力や提案の実現可能性を見極める上で重要な事項ではないでしょうか。

そこで伺います。仮に事業者を選定した当時、現在分かっているこれらの状況が分かっていたとしたら、それでも市は当時と同じ評価をし、同じ事業者を選定したのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
大変申し訳ありませんが、今のご質問に対する回答ですが、今、私が言えるのはちょっと分かりかねます。大変申し訳ありません。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
仮定の質問には答えられないという答弁でしょうか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
大変申し訳ありませんが、その辺についてはちょっと回答はいたしかねます。すみません。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
では、くどいようですが再度確認いたします。９月３０日の回答について、市は単に工程表が提出されたかどうかではなく、工程の実現可能性、事業実施体制、主要提案の履行、当初計画の整合性を確認し、市自身の責任で事業継続の可否を判断する。その結果によっては買戻し特約の行使も含めて対応する。この認識でよろしいでしょうか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
今、質問者がおっしゃったとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
１５番　赤尾嘉則議員。
○１５番（赤尾嘉則）
よろしくお願いします。
では最後に、私の意見、要望といたしますが、私は本件を単に事業者の履行状況だけの問題として捉えているのではありません。市が公募条件を定め、審査基準をつくり、事業者を選定し、市民の大切な財産を売却しました。その結果、相当の遅延が生じ、事業実施体制も十分に把握できず、選定時に評価した提案について、改めて履行確認を求め、第三者利用については、契約上有効に対応できない可能性まで市自身が認めています。だからこそ、公募方法、公募基準、契約条件、そして、事業者の実績、資金力、事業遂行能力を見極める選定の在り方に問題がなかったのか、行政自身が検証する必要があります。
制度に不十分な点があったのであれば、率直に認め、今回の事例を教訓として改める。それが行政の責任だと考えます。
今後の市有地売却において、同じ事態を二度と繰り返さない制度をつくることを強く求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午前１０時４２分　休憩

午前１０時５４分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。１３番　石川華子議員に発言を許します。１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
１３番　石川華子です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、順次質問いたします。
質問に入ります前に、各地で大きな災害がある中、聞くたびに胸が痛い思いでありますが、中でも、先月、私の故郷である三重県伊勢市の駅前商店街において発生いたしました大規模な火災について、一言お見舞い申し上げます。報道を通じて、かつて慣れ親しんだ文化施設、伊勢市文化会館に隣接する町並みが激しい炎に包まれる光景を目にし、非常に大きな衝撃を受けるとともに、今なお深い胸の痛みを覚えております。このたびの火災により被災された皆様、大切な店舗や住居を失われた皆様に遠方より心よりお見舞い申し上げます。今から質問いたします本市の文化施設、イイヅカコスモスコモンと伊勢市文化会館は同様の施設でありますので、一言申し上げさせていただきました。
それでは質問に入らせていただきます。「文化施設等におけるイベントや興行での本市のＰＲ活動について」、質問いたします。
コスモスコモン周辺で開催される催物は、市内外から多くの来訪者があり、本市の魅力を発信する重要な機会となり得ます。大規模なイベントは関係人口の拡大につながり、市内飲食店や事業者の利用促進や認知向上につながり、来訪者との新たな接点を生み出す機会、関係人口の拡大につながる機会にもなりますので、コスモスコモン周辺を活用した魅力発信と運営改善を戦略的に進めていくことの方向性を確認したいと考えます。
コスモスコモンのイベント、興行の年間スケジュールについて、情報発信はどのようにされていますか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
広場を含むコスモスコモンで開催されるイベント、興業については、コスモスコモンの機関誌である「秋桜散歩道」にて情報発信しているほか、シティプロモーション担当にて取りまとめているイベント実施一覧に記載し、他部署及び市政記者への情報提供を行っております。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
それでは、イベント開催時の駐車場混雑について、質問いたします。駐車場の混雑回避策については、現状はどのような対応をされていますか。また、立体駐車場、地下駐車場、河川敷駐車場は、それぞれ異なる所管であると思いますが、情報共有、連携はどのように対応されていますか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
立体駐車場と地下駐車場につきましては、コスモスコモンのイベント内容の情報共有を行うことで混雑状況を予測し、人員配置等の対応を行っております。また、河川敷駐車場につきましては、主催者との打合せ時に、開閉時間などの協議を行い、対応しているところでございます。
○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
駐車場に関して、課題はありますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
イベント終了時に一斉に出庫となりますので、駐車場内で渋滞が発生する傾向にあります。また、現在、発券機とゲートによる管理とともに、混雑時及び減免等の対応のため、有人による管理を併用して駐車場管理を行っているため、効果的な券売機や精算機システム導入による経費削減についても検討を行っているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
適切な維持管理と効果的な経費削減の検討を進めていただいていると思います。また、開場時間の短縮、地下駐車場、立体駐車場の無人化の検討など、効率化を推進する一方で、障がい者割引などの駐車料金減免対応、精算機操作の案内、イベント終了時の混雑対応など、有人の対応だからこそスムーズな場面があることも御承知のこととは思います。駐車場を日頃利用している市民、管理している現場の声をしっかり聴いていただき、現状把握していただいて、来訪者や主催者にとっても円滑な利用環境を確保できるように、関係各課で協議していただき、最適な対応を要望いたします。
続いて、質問いたします。主催者との情報共有体制について、多くの人が集まるイベントは、本市にとっても、情報をＰＲする絶好の機会だと考えます。イベント、興行の開催に当たり、主催者との情報共有はどのように行われていますか。また、本市として連携を強化する余地があると考えられているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
イベント、興行の主催者との情報共有につきましては、明確な仕組みとしてあるわけではございませんが、個々のイベントによって、主催者からＰＲしてほしい旨の依頼があり対応する場合もあれば、市のほうからも当該イベントや関連イベントについてご相談する場合もある状況でございます。
また、本市といたしましては、イベントの主催者と連携し、お互いがお互いのＰＲをすることで本市の魅力を発信する重要な機会になるものと考えておりますので、連携を強化する余地は十分にあるのではないかと思います。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
その際、市としてできることはどのようなことでしょうか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
具体的な事例で申しますと、昨年、飯塚市内の団体が主管となって、県内全域から人が集まる集会があり、来られた方に飯塚市のお土産を紹介、販売ができないかとの相談がございましたので、商工観光課のほうに相談しまして、大ホールのホワイエでお土産品などの販売ブースを出店いたしました。そのほかでは、イベント内容に応じて関連する市のイベントチラシを配布するな

どの事例がございます。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　そのようなことを定型的に、そして、市内の事業所が参加しやすい形でできないかと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　イベント、催しの主催者や内容によって違いがございますので、できることとできないことがございます。その中で、どのようにすれば利用者の方が満足して喜んでいただけるのか、そのために何ができるのか、整理してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　できること、できないことについて、具体的にはどのようなことがありますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　貸館スペースにつきましては、そのスペースを占有することを主催者に許可しておりますので、まずは主催者の意向を確認することが必要であると考えております。その上で、チラシの配布や市の紹介パネルの展示などは可能ではないかと思いますが、興行時にホワイエで物産ブース等を設置することは難しいのではないかと考えております。
　しかしながら、１階の休憩室を活用することは可能でありますし、利用申請がなされていない広場を含めたスペースを活用することは、どなたでも可能となっております。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　１階の休憩室を活用することは可能であるということ、利用申請がなされていない広場を含めたスペースを活用することはどなたでも利用可能ということが分かりました。
　続きまして、コスモスコモンでのイベントや興行の来訪者に対し、どのような手法、内容で魅力発信を行うことができますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　イベント主催者と連携し、市の観光資源等のチラシ配布への協力依頼をさせていただくことも考えられるかと思います。また、現在はコスモスコモン内に常設の市のＰＲコーナーはございませんが、今後は指定管理者と協議を行いながら、本市や本市の文化活動等のＰＲができないかについて検討しているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　お土産品などの販売ブースをコスモスコモン内で常設することについては、指定管理者との協議が必要であるということですが、そのほかにどのようなことが課題でありますでしょうか。
○議長（城丸秀高）

教育部長。
○教育部長（小西由孝）
コスモスコモン内に販売ブースを設置することに関しましては、現在の休憩室を活用することができます。この休憩室は、以前、レストランがあったスペースで、レストランが撤退した後は休憩室として活用しておりますので、物販等を行いたいと希望があれば、そのような活用が可能でございます。
販売ブースを出店する上での課題につきましては、利用状況や利益の確保ができるかということになります。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
それでは次に、広場の活用について、お尋ねします。コスモスコモンのイベントに合わせて、キッチンカーの出店など、にぎわいづくりの創出について、どのように考えられていますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
コスモスコモンの広場にキッチンカーを出店することは可能であり、これまでも多くのイベントで活用されてきました。
しかしながら、このキッチンカーの出店は、広場のイベントの一環での出店が主であり、会館利用と広場が連動するイベントは少ないのが現状でございます。近年、広場の利用が少なくなっていることもあり、利用しやすく、多くの方に利用してもらう広場にするための活用策を見いだす必要性があると感じております。会館利用に合わせた広場の活用について、そして、主催者のマッチングについて、検討を行っているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
具体的な取組の可能性について、どのようなことが考えられますか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
まずは、コンクールなどの多くの出演者と共に関係者が会館を利用する催しにおいて、広場でのキッチンカーを含めたイベント開催などを想定しております。今月の連休期間、シルバーウイークでございますが、この期間に地元中学校、高校の定期演奏会が予定されておりますが、その際、トライアル、実証試験として、広場を活用して、地域の様々な団体のステージ発表やキッチンカーを準備し、演奏会のお客様と共にそれ以外の参加者を集めることで、コスモスコモンのにぎわいづくりを行いたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
利用申請がないスペースや１階の休憩室は柔軟に活用できることを確認しました。イベント開催日に異なる主催者が別企画を実施することも可能であり、主催者同士が連携し、相互にＰＲできるような機会が生まれれば、来訪者の市内回遊性の向上や関係人口の拡大につながると考えます。９月に開催される中学生、高校生の定期演奏会に合わせて、広場活用の新しい取組を施行されるとのことで、本市として、非常に意義深い一歩だと思います。

この試行を通じて、来訪者の回遊性や市内事業者との接点を生み、効果を検証していただいて、今後の継続的なイベント開催や担い手の育成に寄与することを期待します。

続きまして、文化施設を本市の魅力発信拠点にするということについて、質問いたします。市内外から多く集客のあるイベント開催時に合わせて、飯塚市商業活性化イベント開催補助金や飯塚市協働のまちづくり応援補助金といった制度を活用して、イベントを開催することは可能でしょうか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

各種補助金を活用してのイベント開催は可能でございます。

補足になりますが、留意点といたしましては、会館利用とイベント利用が重なっての開催となりますと多くの来場者がお見えになり、駐車場が混雑することも想定されますことから、駐車場の案内を行うなどの必要が生じることが考えられます。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

今後の展望について、どのようなことが考えられますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

コスモスコモンにつきまして、まず取り組むべきことは、コロナ禍により減少した利用者数を以前の数に戻すために、主催者にとって利用しやすく、また、来場者にとっても心地よい施設づくりを行うことでございます。駐車場、広場を含めて何が望まれているのか、指定管理者と一緒に取組を進めていかなければならないと考えております。コスモスコモンに集う人を一人でも多くすることで、情報発信を効果的に行える施設にもなり得るものと考えております。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

文化施設等を活用した本市の魅力発信について、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。また、文化施設を本市の魅力発信の拠点として位置づけていくお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

文化施設等につきましては、文化芸術の振興など、それぞれの施設本来の役割を果たすことが基本でございますが、市内外から多くの方が訪れることから、その来訪者に本市の魅力を知っていただく一つの接点であると考えております。

現在、市におきましては、各部署から施設やイベント等の情報を集約し、毎月、庁内の掲示板に掲載して情報を共有するとともに、同じ情報を報道機関にも提供し、広く周知していただけるよう活用いたしております。また、イベント等の内容に応じて、市ホームページや公式ＳＮＳ等も活用し、市民や市外の方へ情報発信を行っております。

本市のシティプロモーション基本方針におきましても、催事等を来訪者等に本市の魅力を発信する重要な接点の一つとして捉え、イベントの内容や来場者層などに応じて、発信する情報や媒体を選択することといたしております。そのため、現時点で特定の文化施設等を本市の魅力発信

の拠点として位置づけるものではございませんが、文化施設等で開催されるイベントにつきましても、本市の魅力を発信する接点の一つとして活用してまいりたいと考えております。

具体的には、イベント内容に応じ、本市の歴史や文化、地域資源、観光、子育て、教育などの中から来場者に応じた情報を選択し、案内やパンフレット等による情報提供を行い、本市の魅力を発信してまいりたいと考えております。

今後も各部署や施設所管部署、イベント主催者等と情報共有しながら、イベントを契機とした市内での回遊や再来訪、本市への関心や応援などにつなげていけるよう、会場での情報提供やデジタル媒体など、様々な接点を活用した情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

今回の質問で確認しました点は、関係部署が連携し本市の魅力を創出し発信していく上で、確かな一歩となるものであると思います。これまで本市が培ってきた知見やノウハウを最大限に活用し、新たな魅力の芽を育て、着実に未来へとつなげていただきたいと思います。これで、この質問は終わります。

続きまして、「福岡県『性暴力根絶に向けた対応指針』を踏まえた本市の具体的取組と地域連携について」、質問いたします。

性暴力根絶に向けた対応指針に係る本市の体制と具体的取組についてですが、福岡県が策定したこの対応指針は、性別や年齢、属性を問わず、全ての県民を対象とした包括的な性暴力対策を求めるものであり、自治体には、庁内連携と地域連携を基盤とした総合的な取組が求められています。

性暴力は被害者の尊厳を深く傷つけ、地域社会の安全と信頼を損なう重大な人権侵害であり、行政、教育、地域、事業者が一体となった総合的な対策が不可欠です。とりわけ若年層や孤立しがちな層、外国人居住者など、従来の広報では届きにくい方々の生活動線に沿って、情報を確実に届けるための仕組みづくり、街頭や地域での性暴力に遭遇した際に、市民が安全に行動できるための実践的な教育、そして、地域の防犯ネットワークを活用した二次的被害防止の取組は、今後の性暴力根絶に向けた重要な柱になると考えます。

それでは、本市において性暴力根絶に向けた対応はどちらの所管になりますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市における性性暴力根絶に向けた啓発等の取組につきましては、男女共同参画推進課が主に所管いたしております。

具体的な支援や対応が必要な事項につきましては、対象や状況に応じまして庁内の関係各課が適切に連携を図りながら、全庁的な体制で対応することといたしております。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

多様な事案に対応するため、部局間の連携体制はどのようになっていますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市では、第２次飯塚市男女共同参画後期プランにおきまして、性暴力の根絶と性暴力被害者の支援に関する市民の理解促進を掲げまして、性暴力防止に向けた啓発等に取り組んでおります。

男女共同参画推進課におきましては、女性のための「サンクス相談室」を設置いたしまして、

様々な相談を受け付けております。現時点におきまして、性暴力に関する相談は寄せられておりませんが、今後、相談や事案が発生し、緊急性や専門性が求められるときは、警察や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」などの専門的な支援機関に速やかにつなぐことが重要であると考えております。また、相談内容や相談者の状況に応じまして、様々な生活上の課題が生じた場合には、部局を越えて情報共有いたしまして、今後も関係各課が連携して、総合的な支援に努めてまいります。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

それでは、現在、本市が実施している具体的な取組状況とその効果検証について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市では、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」及び「性暴力根絶に向けた対応指針」踏まえまして、性暴力防止等の様々な取組を実施しております。

男女共同参画推進課におきましては、年間を通して、国や県の啓発チラシを男女共同参画推進センター「サンクス」をはじめとする公共施設に配架するとともに、市役所や交流センター等の個室トイレ内に性暴力防止のステッカーを貼り、相談窓口の案内等を行っております。

また、毎年１１月１２日から２５日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間におきましては、性暴力防止のポスターやパネルを通じまして、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターやＳＮＳ相談などの相談機関の広報啓発を行っております。性暴力の性質上、被害が潜在化している可能性もあることから、啓発の一層の充実と相談窓口の認知度向上に向けた取組を進め、相談しやすい環境づくりの構築に取り組んでまいります。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

被害が潜在化している可能性もあるとのことですが、性暴力防止のステッカーは男性用トイレにも掲示されていますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますとおり、男性トイレの個室にも貼っております。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

性暴力防止ステッカーについては、市役所や交流センターなどの個室トイレ内に掲示されて、高校や大学にも配付されたことは、性別を問わず、多くの方の目に触れる取組として評価しております。継続していただきたい取組であります。

一方で、市民の生活動線の多くは商業施設や駅、飲食店などの民間施設にあり、従来の広報では届きにくい方々に情報を届けるためには、民間施設との協力体制を広げることが不可欠と考えます。本市として商業施設や駅などの民間事業者に対し、性暴力防止ステッカーの掲示を働きかける取組を進めていただきたいと要望いたします。

続きまして、小中学校での取組状況とその効果について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。
○教育部長（小西由孝）
市立小中学校におきましては、性暴力根絶に向けた教育活動として保健体育科での学習に加え、福岡県の性暴力対策アドバイザー派遣事業「生命（いのち）の安全教育」等を活用し、授業を実施しております。
発達段階に応じた教育につきましては、小学校では、１点目として、男らしさ、女らしさといった誤った固定的性別意識に対する、正しい理解を深める事業の実施。
２点目として、親子で学ぶ性教育に関する講演会。
３点目として、性暴力対策啓発冊子や虐待防止リーフレットの配付。
中学校では、教科や特別活動の時間において、１点目として、デートＤＶ防止、交際相手からの暴力被害防止のための情報提供。
２点目として、ストーカー行為防止に関する正しい認識の促進。
３点目として、性感染症予防教育として自分や相手を大切にすることの重要性。
４点目として、若年層向けの啓発とＱＲコード付ポスターの配付。
５点目として、インターネット、ＳＮＳ被害防止として、飯塚警察署によるネットやＳＮＳなどの落とし穴をテーマとした事業を実施しております。
また、研修につきましては、学校教職員の不祥事発生防止の徹底について、年に数回、通知するとともに、管理職を対象とした研修会を実施しております。併せて、各学校では、全ての教職員を対象として、年に数回の研修会を実施しております。
撮影行為等が発生しにくい環境整備につきましては、１点目として、教職員の個人所有スマートフォン、デジタルカメラ等の撮影可能機材の教室への持込み禁止。
２点目として、学習参観、運動会、体育会、入学式、卒業式等の学校イベントでの撮影マナー、ＳＮＳへのアップロード禁止について、保護者を含む全ての観覧者へ開催前に複数回、注意喚起と協力依頼を行っているところでございます。
○議長（城丸秀嵩）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
それでは次に、学校での生命（いのち）の安全教育の実施状況等について、お尋ねします。
○議長（城丸秀嵩）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
本市では、生命（いのち）の安全教育の内容に沿い、児童生徒の発達段階に応じた教育を実施しております。
具体的には、文部科学省の「『生命（いのち）の安全教育指導』の手引き」に記載されている内容を踏まえ、全ての小中学校で授業を実施しております。授業の実施回数につきましては、各学校が児童生徒の発達段階や学校の実情に応じて実施いたしております。
本市といたしましては、生命（いのち）の安全教育の目的にのっとり、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者になることがないように、また、命の尊さを学び、自分の体や心を大切にするとともに、相手の体や心も尊重する態度を育て、安全で健全な学校生活を送ることができるように、引き続き、取り組んでまいります。
○議長（城丸秀嵩）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
それでは次に、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行に伴い、小中学校での教職員への研修をどのように実施される

のか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　法制度の概要、対象となる職員等の概要につきましては、令和８年９月１日に開催しました定例校長会議におきまして、全ての小中学校長にリーフレット、学校向けのチラシ、こども家庭庁が作成している研修参考資料を配付し、法施行日までに座学と演習の研修を実施することを周知いたしております。具体的な実施時期、方法につきましては後日、各学校へ通知することといたしております。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　次に、児童クラブでの取組状況とその効果について、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　児童クラブでは、受託事業者による定期的な研修に加え、主任児童支援員、支援員全員が出席する連絡会において、注意喚起を行っております。
　また、虐待相談に関するチラシをポスターとして全施設に掲示するとともに、児童に「身近な大人に、いつでも、どんなことでも相談していいこと」を伝え、「自分を守るために、知っている人でも２人きりにならないように」と定期的に注意喚起することとしております。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　それでは次に、本指針は基本的に小中学校などが対象ですが、「『性暴力根絶に向けた対応指針』解説」の８ページ、「④未然予防について」の部分に「性暴力被害の早期発見と、性暴力加害の防止のため、幼児期から『プライベートゾーン』等の話をすることが効果的です。」とあります。保育所等での取組状況とその効果について、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
　公立保育所及び認定こども園の５園では、ＣＡＰプログラムという権利擁護啓発プログラムを実施しております。３歳から５歳児を対象としたワークショップでは、「知っている大人から嫌な触わられ方をされたとき、どうすればいいのか」を教えることにより、こどもたちが自分の体に関する権利を理解し、不適切な接触に対して、安心して相談、報告できるよう、幼少期からの性暴力防止教育に取り組んでおります。併せて、保育士に対して研修を実施し、保育所、園全体での性暴力防止にも取り組んでいるところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　これまでＣＡＰプログラムは、主として虐待予防の観点で説明されてきましたが、今回の答弁で、幼少期からの性暴力防止教育として明確に位置づけられたことは、県指針の趣旨とも整合し、大きな前進であると受け止めます。併せて、幼少期に育まれる自分の体の権利理解や、人権、権利擁護の視点は、性暴力防止の基盤であり、就学後も継続して発展させることが重要です。
　性暴力防止教育は、幼少期だけで完結するものではなく、被害防止と加害行為の未然防止の双

方の観点から小中学校と連続性を確保することが不可欠です。保育所で培われた権利理解や相談行動が就学後も途切れず発展できるよう学校教育課との連携を強化し、体系的な性暴力防止教育と人権教育の両面を継続して進めていただきたいと考えます。これを要望いたします。

続きまして、スポーツ施設の管理者が行うべき性暴力が発生しにくい環境整備についての取組状況とその効果について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

現在、飯塚市総合体育館をはじめとする体育施設におきましては、主に次のようなハード、ソフト両面での対策及び環境整備を行っております。

まず、更衣室やトイレ、シャワー室などのプライバシー空間はもちろんのこと、競技エリア周辺などでの許可のない撮影を原則禁止といたしまして、施設内に警告ポスターやチラシ等の掲示を行っております。併せまして、施設スタッフによる定期的な館内巡回を実施いたしまして、不審な行動や不適切な場所でのカメラ、スマートフォンの使用がないか、監視の目を強めております。また、大会やイベントの開催時におきましては、主催者に対しまして、撮影許可証の発行や観客への撮影ルールの周知徹底を促すなど、主催者と連携した未然防止に努めております。

しかしながら、撮影機器の小型化や巧妙化が進む中、施設管理者による監視だけでは、これらを完全に防ぐことは難しさがあるのも事実でございます。そのため、今後は県の対応指針の趣旨をさらに深く浸透させるとともに、施設管理者等との緊密な連携を取りながら、環境整備を行ってまいります。併せまして、利用者一人一人のモラル向上を促す啓発活動も進め、性暴力となる撮影行為等をさせない、許さない、安心安全なスポーツ環境の構築に努めてまいります。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）

よろしくお願いします。

次に、本当に必要な人全員に届ける対策と市民一人一人が行動できる対策について、質問いたします。性暴力をなくすためには必要な人に情報が届く広がりと市民が行動できる力を高めることに加え、加害行為を生まないための適切な知識の普及も重要です。若い世代や孤立しがちな方、外国人居住者などに対し、市報やホームページだけに頼らず、身近な生活の場で情報が届く仕組みについて、本市の見解をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

性暴力防止の啓発を効果的に推進するためには、従来の広報紙やホームページ等による情報発信に加え、様々な媒体や機会を捉え、多様な手法による情報発信が重要であると認識いたしております。

男女共同参画推進課におきましては、これまでも様々な啓発に努めており、例えば、若年層に対しまして、中学３年生への性暴力防止等啓発冊子の配付や二十歳を祝う会でのパンフレット掲載など、節目を捉えた啓発を行っております。また、地域や団体、事業者等からの依頼に応じまして出前講座を実施しており、今後は講座メニューの拡充も含め、きめ細かな啓発手法の検討を進めてまいります。併せまして、性暴力防止に関する情報や相談窓口が支援を必要とする方々に確実に届くよう努めるとともに、被害を受けた方をさらに傷つけることがないよう、市民一人一人が性暴力を自分自身の問題として捉え、理解を深めるための取組を進めてまいります。

○議長（城丸秀高）

１３番　石川華子議員。

○１３番（石川華子）
　街頭や地域における性暴力、痴漢、盗撮等に遭遇した際、市民が安全かつ適切に介入、通報できるよう、実践的な防犯スキルを学ぶ教育や訓練を導入することについて、本市の見解をお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　本市では、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例及び性暴力根絶に向けた対応指針を踏まえ、学校教育を中心とした、生命（いのち）の安全教育や市民への啓発など、性暴力防止に向けた取組を進めております。ご質問の実践的な防犯スキルを学ぶ教育や訓練の導入につきましては、まずは市民一人一人が性暴力について、正しく理解し、傍観者にならず、被害者に寄り添い、必要に応じて通報や相談につなげる意識を持つことが重要であると考えております。このため、今後も関係機関等と連携しながら、性暴力の防止や被害に遭った際の対応、相談、通報先などにつきまして、市民への啓発の充実に取り組んでまいります。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　防犯スキルを学ぶ教育や訓練を導入することについては、性暴力に関する不適切な固定観念からの二次的被害を防ぐためにも、慎重に丁寧な対応が重要です。ご答弁いただきましたように、市民一人一人が性暴力について正しく理解し、加害者にならないことはもちろん、傍観者にならず、被害者に寄り添い、必要に応じて通報や相談につながる意識を持つことが重要であると思います。適切な対応を可能にしていただく取組を進めていただけるよう要望いたします。
　それでは続きまして、飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議における性暴力対策の取組について、質問いたします。
　本市には、飯塚警察署や飯塚市自治会連合会等が連携するネットワークとして、「飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議」がありますが、その会議の目的について、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　市民の暴力追放をはじめ、生活安全に対する意識の高揚を図るとともに各種団体の協力の下、市民運動を展開することにより、市民が安心して生活することができる良好な地域社会の実現を目的といたしております。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議のこれまでの事業内容について、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　事業の内容につきまして、市民の暴力追放及び生活安全意識高揚のための啓発活動、生活安全に関する事件、事故等の警察への通報と協力活動等を行っております。「防犯ふくおか」の隣組回覧、「民事暴力相談センターだより」の隣組回覧、安全安心まちづくりののぼり旗や防犯ダミーカメラ等の防犯資機材の貸与を行っており、今年度の総会では、飯塚警察署による偽電話詐欺対策について、講話をいただいております。
　また、住民、事業者、関係団体、警察、行政が一体となって、あらゆる暴力の追放及び安全・

安心まちづくりをより一層推進し、住みたい、住み続けたいまちづくりに寄与することを目的に、「飯塚地区暴力追放安全・安心まちづくり住民総決起大会」を開催いたしております。市内の中学校２年生を対象に、暴力追放生活・安全に関するポスターを募集し、飯塚地区暴力追放安全・安心まちづくり住民総決起大会で展示いたしております。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
近年の社会情勢及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定、県条例を踏まえ、従来の暴力追放や街頭犯罪対策に加え、性暴力根絶を住民会議の主要な活動方針に加えることについて、市のご意見をお聞かせください。
○議長（城丸秀高）
総務部長。
○総務部長（日高政徳）
飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議は、市民が安心して生活することができる良好な地域社会の実現を目指し、活動を行っております。性暴力の根絶に向けた活動は、市民の皆さんの力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものであり、一つの取組として、飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議を活用して啓発できるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
住民会議の枠組みを活用して、地域の防犯パトロールにおける性暴力リスクの点検や、地域コミュニティでの二次的被害防止に向けた啓発活動を一体となって進める考えはありますでしょうか、お伺いいたします。
○議長（城丸秀高）
総務部長。
○総務部長（日高政徳）
この会議には多くの団体の方に参加をいただいております。市民の暴力追放をはじめ、生活安全に対する意識の高揚を図るために一体となって啓発活動を進めていきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
ご答弁いただいたように、この会議には多くの団体が参加されており、地域の安全を支える重要なネットワークだと認識しています。さきの答弁で確認しましたように、性暴力防止ステッカーは市役所や交流センター等の個室トイレ内に掲示されていることを確認しておりますし、男子トイレにも掲示されているなど取組が広がっていることをとても評価しております。
一方で、より多くの市民の目に触れるためには、商業施設や駅など民間施設での掲示が効果的であると考えます。この会議に参加されている団体の皆様にステッカーをお配りし、職場など掲示可能な場所への協力をお願いするなど、地域ぐるみで進められる取組もあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと考えます。
また、この会議は防災安全課が取りまとめられておりますが、第２次飯塚市男女共同参画後期プランでは暴力の防止に関して、防災安全課が担当課として記載されていませんでした。性暴力は被害者支援だけでなく、発生予防の観点からも、防災安全課が所管する地域の安全対策と密接に関係します。本市として、男女共同参画推進課と防災安全課が連携し、性暴力の未然防止に向けた取組を着実に進めていただきたいと考えます。第３次飯塚市男女共同参画プランを今年度策

定中とのことですので、担当課として防災安全課も明記し、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進していただくことを要望いたします。
　続きまして、性暴力の根絶に向けた本市の今後の方針について、伺います。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　性暴力根絶に向けては、先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、啓発、被害の未然防止、相談、支援など幅広い取組を進めていくことが重要であると認識しております。
　今後におきましても、担当課だけでなく、関係各課、また、関係機関と連携いたしまして、性暴力根絶に向けた取組を総合的に推進してまいります。
○議長（城丸秀高）
　１３番　石川華子議員。
○１３番（石川華子）
　よろしくお願いします。性暴力は女性だけに向けられるものではなく、男性、児童生徒、性的マイノリティ、外国人居住者、高齢者、障がいのある方など、あらゆる属性の方が被害に遭う重大な人権侵害です。福岡県の性暴力根絶に向けた対応指針も性別に限定しない包括的な支援と環境整備を求めています。
　そのため、本市の今後の方針としても、女性に限らずあらゆる性暴力、あらゆる暴力の根絶を対象とした取組を進めることが必要であります。これまで以上に全庁的に取り組んでいただきたいと考えます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午前１１時４４分　休憩

午後　１時００分　再開

○副議長（深町善文）
　本会議を再開いたします。４番　奥山亮一議員に発言を許します。４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　通告に従いまして、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。
　まず、最初の質問ですけれども、「学校で使用する副読本等の教材について」質問させていただきます。この質問は、私が市政報告会を行ったときに、ある保護者の方から質問をいただいて、私も義務教育を終えて長らく時間もたっておりますので、現在、どのようなことなのかということが分かりませんでしたので、今回、質問させていただきます。
　現在、教科書と同様に副読本、副教材を小学校中学生の児童生徒さんがお持ちだと思います。そもそも私たちが小さいときは、ドリルというようなものがありましたけれども、現在、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　小中学校で使用する教科書以外の補助的に使用する教材につきましては、副読本や副教材がございます。これらは明確な定義はございませんが、本市におきましては、副読本は、教科書を補うために特定のテーマや地域等について詳しく解説しているものとして整理しており、主なものとしては、県や市が発行する人権教育や男女共同参画推進の冊子等がございます。

副教材は、各学校での学習において教科書の内容理解を深めるために使用する教材となり、主なものとしては、問題集、ワークブック、プリント類、漢字・計算ドリル、資料集、タブレットで使用するＡＩドリル等のアプリケーションとなります。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
以前に比べると、種類も増えたのかなというふうに思います。
次に、副教材は、実際にどれぐらいの種類を利用されているのか、お尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
副教材は、各学校の方針や学年、児童生徒の状況によって違いがございます。おおむね小学校では１学年１０から１５種類程度、中学校では１学年１５種類程度を使用しております。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
小学生が１０から１５種類ということで、相当な副教材があるんだなと。中学校も１５種類ということで、以前に比べると副教材が相当増えたんだなということだろうと思います。それに伴って、保護者の方々の負担といいますか、当然、購入するようになるかと思いますけれども、児童生徒１人当たり年間どのぐらいの購入額が必要になるのか、お尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
副教材の購入につきましては、こちらも学校や学年により金額が異なり、高学年になるにつれて購入額が高くなる傾向がございますが、小学校では年間約８千円から１万２千円となっております。また、中学校では約１万８千円から２万円となっております。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
今、金額を聞きますと１万円前後、２万円前後ということで、かなり高額なんだなというふうに思います。今回、質問をいただいた保護者の方も、こどもさんがお一人であれば、そんなに負担はないのかもしれませんが、多子世帯で２人、３人、４人となると、かなり高額になると。しかも、発端は副教材を購入してはいるけれども、使っていないんですよというような話だったんですね。これから伺ってまいりますけれども、３学期までありますけども、学期ごとの購入状況はどのようになっておるのか、伺います。
○副議長（深町善文）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
副教材は、教科書の内容に準じ、通年で使用するものもあれば、各学期の学習でのみ使用するものもございます。このため、年度当初に通年で使用する副教材を購入し、その後、学期ごとに必要なものを追加購入していくこととしております。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
１年間通じて使うものと、学期ごとということで。文部科学省のホームページ等を見ると、教

科書自体が私たちが小学校で使っていた何十年も前の３倍ぐらいのページ数に、中学校で２倍ぐらいのページ数になっていますということが書いてありました。それを補うといいますか、詳しく書けない部分をこういうドリル等で補っていくんだなと。ページ数が相当増えてきて、今ですと、学校に教科書を置いてもいいよというようなことも言われており、社会問題になったこともありましたけれども、そのぐらいこの副教材については、ウエイトが高くなっているんだということが分かりました。

次に、市立小中学校で統一して買っているのか、それぞれ学校ごとで違うのか、お尋ねいたします。

○副議長（深町善文）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

小中学校で統一して購入しているものにつきましては、タブレットで使用するＡＩドリル（キュビナ）のみとなっております。ＡＩドリル以外につきましては、各学校の判断により購入をしているという状況でございます。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

次に、２つ言われました選定方法とか購入方法について伺いますが、選定については、それぞれの学校でということでしたけれども、どのような基準で行われているのか、また、学校ごとに違いがあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（深町善文）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

副教材の選定につきましては、各学校の年間指導計画に基づき、児童生徒の学力向上や学校が伸ばしたい力に結びつく教材を校長が選定し、教育委員会に届け出る流れとなっております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び飯塚市立学校管理規則に基づき、まず、内容が正確で公正であること、次に、学習の進め方にきちんと対応できること、そして、表現が正確で適切であること、この３つの要件を備える物を選定することとしております。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

次に、教育委員会として、教材の使用状況や効果について、検証する必要があるかと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○副議長（深町善文）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

副教材の使用につきましては、各学校の方針により違いがあることもあり、これまで使用状況とその活用効果についての検証は行っておりませんでした。

しかしながら、議員ご指摘のように、保護者にご負担いただいて購入する大切な教材でございますので、今後は何らかの方法で検証できないか、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

先ほど冒頭でも話しましたけれども、保護者から授業では少ししか使用していないということを聞いておりますけれども、実際にはどの程度授業で使用されているのか、また、教育委員会と

して、それをどのように把握しているのか、お尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　学校では、副教材を授業時や朝学習の時間などに使用しております。また、宿題などの家庭学習や夏休みなどの長期休業中の宿題としても活用いたしております。
　教育委員会では、ＡＩドリルは、管理システムで各学校の利用状況を確認しておりますけれども、紙媒体の副教材については、定期的な把握ができておりません。学校運営や学力向上に関する学校視察、実践研究発表会等での確認、または、聞き取りにより把握をするように努めているところでございます。
○副議長（深町善文）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　保護者の方からは、なかなか使っていないんじゃないかというお話がありましたけれども、今、お話があったように、学校の中で朝の学習等で利用されているということで、現場といいますか、学校と保護者の間でちょっと差がありますけれども、そこは、しっかり保護者の方々へこういうふうな形で利用しているというように、機会があればフィードバックしていただきたいと思います。
　次に、負担についてですけれども、教材費を含めた保護者の経済的負担について、どのように認識していただいているのか、お伺いします。
○副議長（深町善文）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　教育委員会では、各学校の副教材選定に当たって、内容の確認とともに、最低限必要なものとなっているか、保護者の経済的な負担に対する考慮等が適切に行われているかについても精査しております。市立小中学校においては、副教材費以外にも、給食費、学用品費、修学旅行費、校外活動費、災害共済給付掛金、卒業アルバム代等を保護者のほうにご負担いただいております。
　また、令和８年７月１７日付で文部科学省より、「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例周知について」が発出され、小中学校での使用頻度の少ない教材については、学校備品化による保護者負担の軽減に向けての検討要請があっております。本市教育委員会及び学校においても、保護者にご負担していただいている内容とその価格について、今後、十分に検討してまいりたいと考えております。
○副議長（深町善文）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　今まで部長が答弁されたように、文部科学省のホームページに教科書が主たる教材でありますと。その上で、部長が言われたようにどうしても教育上、有益、また、適切であれば、校長の責任において、これが使用できますと。しかし、あらかじめ教育委員会への届出、また、承認を得る必要がありますよということで、かなり何段階にわたって精査されて、こどもによりよい副教材という形で提供されているんだろうというふうに思います。それと、今も言われたように、過度な負担の禁止ということも言われていますし、もう１点では、学校の備品への切替えを要請するように文科省も言っておりますので、例えば、習字用具であるとか、裁縫セット、彫刻刀、その辺も今後、検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。
　次に、何を購入するかだけでなく、その教材が本当に必要なのか、どれだけ活用されているのかという視点から、副教材の在り方を検証すべきではないかと思います。それによって、保護者

の皆様も安心されるんだろうというふうに思いますけれども、教育長の見解がもしございましたら、よろしくお願いいたします。
○副議長（深町善文）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　副教材の使用は、教科書の内容を補充、補足するということだけではなく、授業内容のバリエーションを増やすことができるようになるとともに、児童生徒が今、学んでいる内容を多角的に見ることができるようになり、興味関心の喚起や理解の促進を図ることができます。副教材の必要性、効果につきましては、議員がご指摘のとおり、各学校での使用状況を含めて確認方法等について検討してまいりたいと思います。
○副議長（深町善文）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　今、短い時間でしたけれども、部長に伺いながら、やはり誰のためにということです。児童生徒のためにこの副教材、教科書を主とした副教材があるんだろうというふうに思います。その中で、今回の保護者の方々の相談と教育委員会、また、現場である学校が、ちょっと考えの食い違いといいますか、見えていないところがあろうというふうに思います。事前に打合せをさせていただいたときに、教育委員会はやはり、こどものことを考えて一生懸命やられていますし、学校は学校でそれぞれの学年がこどもに適した副教材を選定しながら、毎年毎年、そこで教材を選定されておりますけれども、新１年生が入ったときには、教科書は学校から頂き、また、副教材を購入してこどももうれしいでしょうけれども、保護者の方々もやっと１年生になったというううれしさもあって、出費についてもそれをやっている、やっていないについてもあまりないと思いますけど、それが高学年になっていくうちに負担も増え、しかし、よく見たらあまりやっていないんじゃないのということで、そういう気になられたんだろうというふうに思いますし、多子世帯ですと、やっぱりそれが如実に出てくるんじゃないかなというふうに思いました。
　やはりここは教育委員会、また、学校現場と保護者の方々のコミュニケーションが１年生のときは一生懸命になっていますけれども、学年が上がるたびに、こどもを学校に預けるんだというふうな認識になってもいけませんけれども、そういうことがあるのかもしれませんので、やはり学年が上がっても、学校と各ご家庭でコミュニケーションをしっかりとっていただければ、こういう質問も出てこないんだろうというふうに思っております。それプラス、副教材がこどもにとって、今後の知識ではなくて知恵として使っていけるような教材になってくればいいかなというふうに思いますので、引き続き、児童生徒のためですのでよろしくお願いいたします。
引き続き、質問させていただきます。次は、「高齢者の運転免許証自主返納後の移動支援について」ということで質問させていただきます。これは、過去にも１回ありますけれども、今回も市政報告の中で高齢のご婦人の方から質問いただきました。内容は、免許返納と同時にタクシー券を頂いて、病院に行ってタクシー券を使ったところ、往復でこのタクシー券が全て終わってしまいましたという相談だったんです。今後、私はどういうふうにして病院等々に行けばいいんだろうということで、その場でもいろんな話をさせていただきましたけれども、もう一度、現状等々を伺ってまいりますのでよろしくお願いいたします。
　まず初めに、高齢者運転免許自主返納促進事業について、お尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　本事業は、高齢者による交通事故減少を図るため、６５歳以上で有効期限内に運転免許を自主返納し、返納日から３か月以内に本市へ申請された市民の方を対象といたしまして、平成２４年

度よりコミュニティ交通回数券を交付する事業として、実施いたしているところでございます。
その後、令和元年度から、コミュニティ交通回数券７千円分、タクシー乗車券５千円分、交通系ＩＣカードｎｉｍｏｃａ５千円分の中から一つ選択していただきまして、交付しておる事業でございます。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
令和元年から拡充されたということだろうというふうに思います。
１つ、後ほども話しますけれども、返納日から３か月ということで各自治体を何件か見てまいりましたけれども、大体１年ぐらいが多ございます。飯塚の場合は３か月ということで、何らかの理由があるんだろうというふうに思いますけれども、これは１年にされたらいかがかなというふうに思いますので、また、検討するところがありましたらお願いします。
次に、これまで自主返納された高齢者の方の人数と年間の推移をお尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
福岡県警察本部に問合せいたしましたところ、本市における６５歳以上の高齢者の自主返納者数は直近３か年で申し上げますと、令和５年度が４０４人、令和６年度が４３８人、令和７年度が３９０人でございまして、年間４００人前後で推移いたしております。
令和７年度実績の内訳でございますが、７５歳以上の後期高齢者が全体の７割以上を占めておりまして、比較的高齢になってから返納する傾向が見られるところでございます。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
７５歳以上の方が免許返納されるということですけど、返納するのにやはり、それなりの大きな理由もありますし、返納した後の生活、移動手段といいますか、そこが一番大事になってくるんだろうというふうに思いますけれども、実態としては、毎年４００人前後ということが分かりました。そのうち、何人の方がこの事業の申請をしておられるのか、お尋ねいたします。
○副議長（深町善文）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
先ほどの自主返納された高齢者のうち、本事業の申請者数は、令和５年度が３９１人で申請率が９６．８％、令和６年度が４０８人で申請率が９３．２％、令和７年度が３６０人で申請率９２．３％となっております。
○副議長（深町善文）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
９５％前後ということですけれども、それ以外の方は移動手段なりがあるのか、この事業を御存じない方がいらっしゃるのか分かりませんが、やはり、これを利用されながら移動されているんだろうなということが分かりました。
次に、運転免許返納後の通院、買物についてですけれども、返納後、高齢者の方が外出の際、どのような移動手段を利用しているのか、市として把握してあれば伺います。
○副議長（深町善文）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）

本事業の申請時に実施しておりますアンケートによりますと、地域によって公共交通機関等の整備状況などにより差異はございますけれども、大多数の方が外出の際には、家族等による送迎やタクシー・バス・電車等の公共交通機関、また、コミュニティバスや予約乗合タクシー等を利用するとの回答をいただいているところでございます。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

大多数ということで、パーセントを言われませんでしたけれども、どのぐらいの方が免許返納した後も、移動が容易に行われているのかどうかというところがポイントだろうというふうに思います。また、改めて伺うときは、よろしくお願いします。

次に、アンケートから見た自主返納に踏み切る上での課題について、お伺いいたします。

○副議長（深町善文）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

過去のアンケートの結果によりますと、本事業について「もらえるだけありがたい。」との声をいただく一方で、郊外や交通不便地域を中心に、「車がないと病院や買物に行けない。」という返納後の生活への不安があるとの声をお聞きしているところでございます。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

もらえるだけでもうれしいというところの一方で、不安があるということで、飯塚市として、高齢の方々、若い方もそうですけれども、この地域に住み続けるために、安心というところを、やっぱり市としては考えていかなければいけないというふうに思います。いつ返納しても、どこどこの地域は大丈夫ですよと、飯塚市は大丈夫ですよという事業を今後、検討いただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、タクシー券の利用について、現在の支援内容と利用状況について、お伺いいたします。

○副議長（深町善文）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

コミュニティ交通回数券、交通系ＩＣカードの交付後の利用状況につきましては、把握いたしておりませんけれども、タクシー乗車券の利用状況といたしましては、４月から７月末までに１０枚入りの乗車券を５１人、延べ５１０枚交付しておりまして、１６３枚が利用されておるところでございます。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

５１人の方ですけれども、利用は１６３枚ということですので、往復で８０回前後乗られたのかなというふうに思います。５千円ということですから先ほども申し上げましたように、すぐ終わってしまう金額ではありますけれども、ずっと打合せをしている中で、このタクシー券の有効期限というのが本年度より変わったというふうに伺っております。今まではタクシー券は使うときに、タクシー会社、組合といいますか、そこに支払いが発生したんだろうというふうに思いますけれども、現在、市のほうは、タクシー券を現金で購入しているということでよろしかったですかね。ということとなると、それを使う期限が決められているというふうに聞きましたけれども、年度末に近くなると年度内に使い切れないというようなことで、利用がしづらいのではないかなというふうに思いましたので、またそれは別の機会に伺いますけれども、使いやすいように

工夫をいただければというふうに思います。
　次に、先ほども九十二、三％の方が申請されているということでしたけども、免許を返納される対象者の方には、どのように周知を行われているのか、伺います。
○副議長（深町善文）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　市のホームページ、広報いいづかでの周知に加えまして、免許返納窓口である飯塚警察署や、筑豊自動車運転免許試験場のご協力をいただきまして、返納手続時に、直接、対象の高齢者の方へ、本事業の案内チラシを手渡ししていただくことで、申請漏れのないよう周知に努めているところでございます。
○副議長（深町善文）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　周知漏れのないようにされているということでしたけれども、一つ考えると、免許を返納し、車で来ることができませんので、その方は市役所までどうやってくるのかなというところが考えさせられましたけれども、九十何％の方が申請されているということですので、何らかの交通機関等々を使いながら見えているんだろうというふうに思います。
　次に、インターネットによる返納の申請は可能かどうか、伺います。
○副議長（深町善文）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　これらは、金券の支給でございますので、窓口にて直接来ていただいた上で、対面で手渡しを行い、受領印をいただく形をとっているところでございます。
○副議長（深町善文）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　先ほど申し上げましたように、免許証を返納すると移動手段がなくなってしまっていますから、インターネットで申請して、後日、郵送等でできることも考えていただくように今後、取り組んでいただければと思います。
　次に、返納後の継続的な移動支援の必要性についてですけれども、現在の支援内容では、免許返納後１回限りの支援となっていますが、継続的に支援が必要ではないかというふうに思いますけども、どういうお考えでしょうか。
○副議長（深町善文）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　本事業は、免許を返納していただく一つのきっかけづくりとして実施いたしております。例えば、返納した方へ複数年度の支給などは、既に返納された方や、もともと免許を所持していない方などの間で不公平感を生む懸念がございます。また、本事業のみでは、高齢者の日常生活における移動手段の根本的かつ長期的な確保・解決は困難と思われますため、事業を拡大する予定は今のところございません。
○副議長（深町善文）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　予定はないということですけれども、今後、また検討いただければと思います。新聞記事ではありますけれども、愛知県の清須市というところでは、高齢者の移動のサポートということで年

間１万２千円のタクシー券の補助券、５００円の利用券を２４枚、１回につき１枚しかやれませんけれども、それを８５歳以上の方には毎年やっております。安心して暮らせる飯塚市というようなことに、これから取り組むのであれば、やっぱりこういうところも考えていただければというふうに思います。

次に、移動の支援についてですけども、他にどのような支援が考えられるか、お伺いします。

○副議長（深町善文）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

高齢者が車を手放した後も安心して生活ができる移動手段の確保が支援になると考えられ、民間の公共交通機関に加えまして、コミュニティ交通等がございますので、そういった交通手段について、ご案内してまいります。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

ぜひよろしくお願いいたします。

次に、高齢者の方の移動支援の拡充・見直しについてですけども、現在の支援内容について、金額の増額や、冒頭に言いましたけれども、３か月の返納後の申請期間延長とか、見直しを行う予定はないか、伺います。

○副議長（深町善文）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

先ほど答弁いたしましたとおり、金額の増額につきましては、予定いたしておりません。

また、申請期間の延長につきましては、現在、返納後３か月以内の申請となっておりますが、直近で令和７年度の実績によりますと、９３％の方が返納後１か月以内に申請されておられますことから、変更する予定はございません。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

３か月を変えることはないということですけれども、何か大きな問題があるのかないのか分かりませんが、そこは考え直されてもいいんじゃないかなというふうに思います。

次に、高齢者の移動に対する見直しの必要性について、お考えを伺います。

○副議長（深町善文）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

本事業は、自動車等の運転事故を抑制するものとして、高齢者の運転免許の自主返納のきっかけづくりでございます。今後も継続していくべき事業であると考えております。

○副議長（深町善文）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

事業としては継続されるということで、それはよろしくお願いをしたいところですけれども、拡充という意味で、先ほどの冒頭の３か月を１年とか、金額であるとかいう部分は、ぜひこれから検討いただきたいと思います。

飯塚市の健康寿命は、平均寿命との差が全国的な１０歳以上というような差はありませんでしたけれども、やっぱり表に出る、外に出るという機会をこういう免許を返納された方々もつくれるように、フレイル予防であるとかいう形で事業されておりますけれども、ますます健康でいて

いただきたいという形を市としても支援されることをお願いしたいし、私たちも、もう何年後かにはそういうふうな年齢になってまいりますし、私は免許返納したくないというふうな気持ちでおりますけれども、そうはいかないことになってくるんではないかというふうに思いますので、それでも安心できる飯塚市ということで、未来に向けてやはりしっかり、こどももそうですけれども、高齢の方々も住みやすいまちをつくっていただくことをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（深町善文）

暫時休憩いたします。

午後　１時３３分　休憩

午後　１時４４分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。８番　藤堂　彰議員に発言を許します。８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

平素は行政事務の維持向上にご尽力いただき、感謝を申し上げます。

先ほど奥山議員がフレイル予防であったり、外出支援のところもちょっと言われておりましたけれども、９月２７日に飯塚市で健康マージャンの大会をする予定でして、１００人ぐらいの規模を予定しているんですが、１００人を超えそうな感じで、上は８０歳オーバー、下は小学校５年生のこどもが参加していただけるということで、武井市長、参加申込みは明日までなので、もしお時間があれば。参加費は２００円頂いておりますので、どうぞ大規模な大会にしたいというふうに思っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。まず、「公施設のＡＥＤについて」伺います。本市においては、各公共施設にＡＥＤが設置されておりまして、本庁舎についても２台設置されていると思いますが、ＡＥＤを設置する目的や根拠について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

ＡＥＤの設置につきましては、突然の心停止が発生した際に、救急隊の到着前に電気ショックを行い、傷病者の救命率と社会復帰率を高めることを目的といたしております。

次に、設置の根拠でございますが、全ての公共施設や事業所に設置を義務づける法律等はありませんが、厚生労働省は、ＡＥＤの効果的・効率的な配置を進めるため、「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」を示しており、この中で、市役所など規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、ＡＥＤの設置・管理の規範となるという点からも、ＡＥＤの配置と保守管理に配慮することが望ましいとされております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

それでは、ＡＥＤを設置する場合のコストについて、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

ＡＥＤを設置した場合のコストにつきましては、導入時とその後の消耗品交換時にそれぞれコストが発生いたします。

まず、導入に係るコストでございますが、ＡＥＤ本体の１台の価格は約４６万円で、耐用年数は８年となっております。

また、消耗品としてバッテリーが約５万円で、耐用年数は４年、電極パッドが約１万円で、耐用年数が２年となっております。なお、電極パッドは、１回のみ使用可能となっておりますので、使用した場合はその都度交換する必要がございます。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

８年で割りますと、年間コストは５万７千円ぐらいかなというふうに思うんですが。

風水害時に開設される指定緊急避難所におけるＡＥＤの設置状況について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

風水害時における指定緊急避難場所として、交流センターなど２３施設を指定しており、全施設におきましてＡＥＤは設置されております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

一応、ここでＡＥＤの質問は終わるんですけれども、ご答弁だと指定緊急避難場所である施設には設置しているというところなんですけれども、学校施設等に置くと、管理上の理由だと思うんですけれども、玄関付近に設置されているケースが多いのかなというふうに思いまして、災害時に避難場所として利用されるのは、おおむね体育館などが多いのかなと思うので、設置はされているけれども、緊急時に取りに行く時間とかがあって、離れている場所にあると。

あと、体育館は日常的な授業であったり、休日のスポーツ利用なんかもあって、心停止のリスクを伴う活動が多く行われている場所というふうには言えるかなと。私個人としては、ＡＥＤの必要性が高いんじゃないかというふうに思っています。

特に、心肺停止発生後、１分遅れるごとに、救命率が約７％から１０％低下していって、電気ショックが３分から５分以内に実施されなければ、生存率というのが５０％になるという極めて時間的制約が厳しい現実を考慮すると、万が一の際に迅速にアクセスできる配置があってもいいんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。

具体的に言いますと、指定緊急避難場所となっているのが、学校施設でいうと、片島、舘田、飯塚東、鯰田などの各校において、設置場所の動線だったり、実効性をもう一度、よければ検証していただければなというふうに思います。小中一貫校だと２台あるというふうに聞いておりますので、年間コストが５万７千円というところで、市民だったり、防災拠点になっていること、あと、児童生徒の命を守るインフラとしての重要性を考えると、導入・維持にかかるコストの効果からも各避難所における実質的な配置状況の再点検及び追加配備についても、ご質問はしないんですけども、よければ前向きにご検討いただければなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、「こども若者政策について」お伺いできればというふうに思います。ちょうど夏休みも終わりまして、この夏休みというのが、こどもたちにとっては楽しくて待ち遠しいものかなという一方で、迎える親の立場からすると、普段、こどもたちは学校に行っているんですけど、家にいるというところで、いろいろ手間等々あって大変だなというのも本音の一つかなというふうに思います。

普段、学校に行っているんですけど、近年の猛暑とかだと、外で遊ばせればいいじゃんっていうのもなかなか厳しくなってきている中で、かといって一日中家にいるっていうのもちょっと困

るなという状況だと思います。週末になれば、どこに連れて行けばいいのかみたいな。行き先にもう手数がないんですよね。イオン、イオン、イオン、イオンを私も順繰りに１か月以上回しているような感じで、時々、久世副市長と直方イオンとかで会うんですけれども、本当に行くところがないという状況でございます。

そこで、執行部の皆さんと共有したい、ぜひとも検討していただきたい施策がございまして、それが北九州市でやっている「こども文化パスポート」というものになります。まず、よかったら、皆さんパソコンがあるので、「こども文化パスポート」と調べていただけると、大体こんなものかと分かると思うんですけれども、よければ、こども文化パスポートの具体的な事業内容について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

こども未来部長。

○こども未来部長（榊　敏江）

北九州市のこども文化パスポート事業とは、こどもたちが地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに、親子の触れ合う機会を増やすことを目的として、夏休み期間中に、文化施設をはじめとする様々な施設が無料や割引料金で利用できたり、施設が設定した特典が受けられたりするパスポートを配付するものです。

本事業は、北九州市が中心となり、連携している北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンと関門連携の取組の一環として実施しており、令和８年度の参加自治体は１８市町、対象施設は８４施設で、対象者は連携する自治体に居住もしくは通学・通園する３歳以上、中学生以下のこどもとなっております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

先ほどの私の言葉で、ゆめタウンも行っていますので、「イオン、イオン、イオン」に「ゆめタウン」も入れて訂正していただけると。すみません、ちょっと早口で全部イオンになってしまいました。

先ほどのご答弁の中で対象施設が８４施設あるというところで、私が簡単に言いますと、主な施設としては、いのちのたび博物館であったり、小倉城、北九州空港、モーヴィわかまつ、下関フィッシングパークなど、こどもたちが魅力を感じる多様な施設が含まれております。

また、参加している１８市町なんですけれども、時間がないので全部はあれなんですが、同じ筑豊圏内からは、香春町、直方市、宮若市、鞍手町、隣接する小竹町も参加しているというところです。このように近隣自治体が参加している状況を踏まえてお伺いしたいんですが、ただ、この事業は、北九州都市圏連携中枢都市圏ビジョンだったり、関門連携に合わせてやっているものでありまして、連携を一つの枠組みとして捉えて実施しているものであります。それで伺うんですが、飯塚市において嘉飯圏域定住自立圏みたいな連携事業があるんですけれども、まず、市独自の事業として、こういった同様の取組が、現在、行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

嘉飯圏域定住自立圏の連携事業としましては、交流人口の増加を図るため、「戦略的な広域観光の振興」という項目で、圏域外の観光客等への情報発信を行っておりますが、連携自治体の住民向けに実施している北九州市のこども文化パスポート事業のような取組は行っておりません。ただ、飯塚市が単独で行っている、こどもを対象とした同様の取組につきましては、飯塚市歴史資料館において、土曜日の小学生の入館料を減免しているという例がございます。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
この取組の何がめちゃくちゃいいのかというと、施設にいろいろ行けるっていうのはあるんですけど、予算がゼロ円だというところで非常に魅力的だなと思いまして。
飯塚市で３歳から１８歳までのこどもが大体２万人弱ぐらいいて、仮の数字なんですけど、子育て世帯を対象とした約３０％の５４００人のこどもたちが近隣の北九州都市圏に行きますと。ちょっと高いんですけど１万円ぐらい落としますとなったら、５４００万円ぐらい北九州市都市圏にお支払いし、経済効果が生まれるんです。今もう、そういうことが別でどんどん行われていると思う中で、近隣の直方市とか宮若市、香春町、小竹町といった筑豊圏の自治体が、こども文化パスポート事業に参画していて、地域間の連携によって、こどもたちの体験の機会を創出し、周遊を促しているという中で、飯塚市においても、同様の枠組みで、飯塚市がちょうど遠賀川水系流域治水みたいな連携があったりするので、何かそういうので無理やりいけないかなというふうにちょっと思ったりはするんです。
地域のこどもたちが豊かな文化、自然に触れ合う環境を広域連携で構築することは、飯塚市のこどもたちであったり、もしかして飯塚市に来てくれたら、飯塚市のほうにお金を落としていただける可能性もあるので、そういうところも考えて、本市も新たな歳出を抑えつつ、近隣自治体と連携することによって、世帯の経済的や精神的な負担を軽減し、また、こどもたちの健やかな育ちと地域の活性化が同時に図れるのではないかと思うんです。
このこども文化パスポート事業において、嘉飯桂の連携なんですけど、飯塚市が北九州市に直接働きかけて実施していただきたいなというふうに思うんですけれども、企画政策室としてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
企画政策室長。
○企画政策室長（落合幸司）
子育て施策の充実につきましては、施策の柱として掲げております、「子育てしやすいまち」の実現に向け、厳しい財政状況の中、知恵を絞って、様々な取組をいたしているところでございます。質問議員のおっしゃるとおり、北九州市が実施しているこども文化パスポート事業につきましては、大きなコストが必要なく、市町村間の連携によって実施できる事業であると認識しております。まずは、関係市町及び関係部署間で協議検討してまいりたいと考えているところでございます。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
私もこの取組は本当にいいなと思ったので、２年ほど前に、その当時の担当課の方にもご尽力いただいて、北九州市に飯塚市の参加を求めて、ちょっと動いてもらったんですけど、その当時の願いは叶わず、諦めきれずに、先日、私も北九州市さんに行ってきて、お願いできないかと言ってきたんですけど、あえなく私だと撃沈してしまって、結論、私じゃ駄目だったというところです。
そこで、武井市長にちょっとお願いしたいなと思うのが、いろいろ機会で武内市長と会う機会があるので、ご答弁いただけるんだったらいただきたいんですけど、「うん」でもいいんですけど、もしお話する機会があったら、「この取組はめちゃめちゃいいよね」と言って、飯塚市も何とか参画できないかなというのをお願いできないかなと思うんですが、今までお話を聞いてのご所感だったり、「うん」でもいいんですけど、アクションしていただけると、私としてはうれしいのですが、いかがでしょうか。
○議長（城丸秀高）

武井市長。
○市長（武井政一）
今、企画政策室長がご答弁したとおりですけれども、質問議員がおっしゃいますように、規模の大きなところは、文化施設等立派な物をお持ちでしょうし、それぞれの地域で独自に特徴的な物もお持ちなので、今回の事例の場合は、そういう物を北九州都市圏を中心に利活用するというのは、大変、効果的・効率的な運用だろうと思っております。
私どもは、先ほど企画政策室長が申し上げましたように、歴史的、文化的にも、経済的にもそうですが、嘉飯桂で連合体を今つくっているところでございます。いずれにしても、市長会等で武内市長にはお会いする機会はありますけれども、先ほど申し上げましたように、行政としては、まずは私どもが内部でしっかり協議検討をさせていただきたいと思っております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
ぜひご検討いただければというふうに思っております。
今までは短期的な質疑だったんですが、次は、こどもの居場所について、中長期的な目線でご質問したいんです。短期的でもあるんですけど、よくいただくご意見として、兄弟児がいるご家庭で、上の子が小学生になると、飯塚市だとなかなか遊ばせる場所がないんだよねというふうに言われます。
まず、本市において、親子で滞在することができるこどもの居場所として設置している公共施設というのは、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
親子連れで遊べる公共施設については、「街なか子育てひろば」や地区の子育て支援センターがありますが、対象が就学前のこどもに限られております。各地区の交流センター等において、親子で参加できるイベントなどの開催も実施しておりますが、イベントの数も限られているのが現状です。民間の施設ですと、ゆめタウンなどの商業施設内に設置しているものもございますが、親子連れで遊べる施設は大変少ない状況であると認識しております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
認識としては一緒というところで、現状の認識から、今後、親子連れで遊べる環境整備につながる施策について、何か検討したものがあれば、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
現在の厳しい財政状況や公共施設の最適化といった観点からも、新しい施設の設置は難しい状況にあり、施設整備については検討には至っておりませんが、今後の公共施設の利活用や改修を進める際には、親子連れの利用といった点についても課題として認識し、取り組んでまいりたいと考えております。
親子連れで遊べる環境整備につながる施策につきましては、各地区の交流センター等において実施しているイベントや、親子で活動する団体の支援など、ソフト面での充実を図っていきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）
　私もすぐに解決できる問題じゃないなというふうに思ったので、中長期で見る必要があるのかなと。ただ、総合計画の回答にもあったように、無視していいものでもないと思うので、これは本市の長年の悩みなのかなというふうに思います。
　基本的に、私は、公共施設は適正化していこうよというスタンスなんですけど、必要な物があれば、僕は、全然、投資していいというふうに思っています。仮に、もしそういう施設を造るのであれば、立地等々考えると、私はオートレース場の第２スタンドぐらいがちょうどいいんじゃなかろうかと思っていて、今からオートレース場の話を聞いていきたいと思うんですが。
　私、実は芦屋町が運営しているボートレース芦屋とモーヴィ芦屋に１人で行ってきて、カツ丼を食べて、舟券を買って、無事に負けて帰って来たんですけれども。モーヴィというのが、また皆さんパソコンがあるので調べてもらったら分かると思うんですが、屋内で遊べて、株式会社ボーネルンドから遊具を買っているんですけど、こどもも大人も３００円で、知育と遊びが楽しめる屋内型の施設であると。対象年齢としては６か月から１２歳までとなっていて、収支が芦屋ボートの企業会計に含まれており、毎年、７千万円の支出に対して、収入が３千万円なので、４千万円の赤字であると。ただ、これはこどもたちや子育て世代への福祉の還元ということで、事業は赤字だけど継続しているという性質のものになります。
　利用者なんですけど、おおよその内訳で、４割が北九州都市圏から、３割が福岡都市圏から、残り３割がそれ以外というところで、他市からも人を呼び込む施設になっているというものでございます。ただ、なぜ赤字でも運営できているのかといえば、シンプルにボートの経常収支がよくて、やっていけていると。ボート事業の強さに支えられているからというところだと思います。
　このボートは、今回の町へのこの繰入金もウン十億円いくというところで、基金も５００億円ぐらいあると。飯塚市の基金だと２１億円ぐらいで、ボートのそもそもの売上げの規模というのがすごいなという実感もしているんですけど。
　まずもって、オートレースの私の所感を申し上げますと、全国で５場しかなくて、自治体がこういう施設を有していることというのは、私は非常にポジティブに捉えております。ただ、モーヴィのようなこどもたちの遊び場の維持・管理を整備するためには、きちんとレースで収益を上げていかなくちゃいけないのかなというのが一つありますので、まずは、オートレース場の収支状況から順に聞いていきたいと思います。直近５年間ぐらいお答えいただければ、お願いいたします。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　令和３年度から令和７年度までの５年間について、お答えさせていただきます。まず、入場者につきましては、令和３年度は、ミッドナイトを除く開催日数８３日で７万１２０９人、１日平均にしますと８５７人であります。令和４年度は、７７日で７万９１３０人、１日平均で１０２８人。令和５年度は、７７日で８万７２０８人、１日平均で１１３３人。令和６年度は、７８日で８万４５３１人、１日平均ですと１０８４人。令和７年度は、７７日で８万１３３６人、１日平均で１０５６人となっております。
　年間の総売上額につきましては、令和３年度が約２２２億円、令和４年度が約２２０億円、令和５年度が約２１９億円、令和６年度が約２４９億円、令和７年度は約２９８億円となっております。
○議長（城丸秀高）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　公営ギャンブル自体が右肩上がりトレンドかなというふうに思うんですけれども、よければ、

本場、ネット、場外の売上げの構成比をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
過去５年間の本場売上げ、インターネット売上げ、場外発売での売上げの構成比につきましては、令和３年度が、本場が３．０１％、インターネットが８６．６５％、場外が１０．３４％。令和４年度につきましては、本場が３．２５％、インターネットが８８．６％、場外が８．１３％。令和５年度は、本場が３．４０％、インターネットが８７．４％、場外が９．２６％。令和６年度は、本場２．５６％、インターネットが９０．４％、場外が７．０２％。令和７年度につきましては、本場が２．２０％、インターネットが９２．１％、場外が５．７％となっております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
次に、よければ１人当たりの平均売上単価もお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
本場での１人１日当たりの平均購買額につきましては、令和３年度が９３００円、令和４年度が９千円、令和５年度が８５００円、令和６年度が７５００円、令和７年度が８２００円となっております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
売上げが好調であるというのは理解いたしましたけれども、収支の面ではどうなっているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
令和７年度の単年度収支では、黒字を確保しておりまして、これまでの累積赤字についても縮減を図っているところでございます。令和７年度末で、累積赤字は約２億３千万円となっております。このことから、現在、小型自動車競走事業については、売上げ面では一定の成果を上げておりまして、収支についても改善傾向にあるものと認識しております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
次に、単年度収支と収益保証額の推移をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
単年度収支につきましては、令和３年度が約３億５３９８万円、令和４年度が約９９７２万円、令和５年度が約１億５６１万円、令和６年度が約１億１２６１万円、令和７年度につきましては約１億２５６８万円のそれぞれ黒字となっております。
また、包括的民間委託契約に基づく収益保証額につきましては、令和３年度の約７億７０８２万円から、令和７年度には約１３億９６７４万円となっております。

○議長（城丸秀高）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　では、売上げに対して、民間ポータル事業者に支払った電話投票等事務委託料の総額を５年間ほどいただければと思います。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　民間ポータル事業者は４者ございますけれども、こちらへの電話投票委託料につきましては、令和３年度が２２億７５１万７２５３円、令和４年度が２３億６７６２万７８６５円、令和５年度が２２億８１８０万１５１０円、令和６年度が２７億６８１７万３４７２円、令和７年度が３４億５１０万８８１７円となっております。
○議長（城丸秀高）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　経営的な目線で見ると、売上げの９割をプラットフォーム事業者に対して支払っていて、また、約３４億円のフィーを払い続ける構造というのが、高い依存状態だとは思うんですけれども、これは売上げが伸びても手数料が連動して伸びていき膨らむ構造というのが、事業所の収益性を圧迫するリスクをはらんでいるというふうには考えます。
　全国的に協議とか交渉を行っているとのことですが、この構造的な課題に対して、本市としてはどのようにコストをコントロールしていくのか、その認識をお伺いいたします。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　この民間ポータル事業者につきましては、それぞれが有する会員基盤や販売促進機能などを活用することで、幅広い顧客に飯塚オートの車券を購入していただく機会を確保することができ、売上げ確保の面で大きな役割を果たしているものと認識しております。
　一方で、電話投票による売上げの増加に伴い、売上げに応じて支払う委託料も増加することから、オートレース事業の収益を確保する上では、委託料が一定の負担となっていることも認識しております。このことにつきましては、本市だけの課題ではなく、全国のオートレース施行者に共通する課題であると認識しておりまして、施行者で構成する業界団体等を通じまして、民間ポータル事業者に対し、委託料率の見直しについて、協議・交渉を行っているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　ここはぜひ、粘り強い交渉が必要かなと思うので、頑張っていただきたいなというふうに思います。ボートの話をしてもあれですけど、芦屋ボートの収益性が何で高いかというと、民間業者に払っているところがほとんどないというところで、全部入ってくるということなので、こういう構造の違いもあるんだろうなと思うので、ぜひ交渉していただければというふうに思います。
　こういう構造にあるからこそ、インターネットを通じて、全国から売上げを上げている一方で、地元飯塚市にとって、このオートレース場が、言葉はあれですけど、単なる収益を運ぶ箱にとどまらず、市民とかこどもたちにとってどのような価値を生み出していくのかみたいな視点も極めて重要になってくるかなというふうに思っております。その文脈において、私は行けなくて大変申し訳ないんですけど、先日オートレース場で開催された「こども夏祭り」があったと思うんで

すが、大変多くの来場者の方が来たとお聞きしていますが、実際はどうだったのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
８月９日、日曜日、この日はオートレースの車券発売のない日でございましたけれども、こども夏祭りというイベントを実施し、質問議員が言われますように、当日は約６５００人、そのうちこどもさんが約２千人の入場がございました。
入場者のうち３００人にアンケートをお願いしたところ、２９８人の方から回答をいただきまして、この回答結果の主なものといたしましては、「飯塚オートレース場への来場が、今回、初めてだった」という回答が５８．２％ございました。それから、「イベント参加後の飯塚オートへの印象がよくなった」という回答につきましても９４％ございまして、飯塚オートレース場が市民にとって親しみのある場所になるという本イベントの目的について、一定の成果があったものと考えております。
○議長（城丸秀高）
８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
一定の成果があったというふうにおっしゃられて、私もそう思います。初めて来た人が６割、印象が劇的に改善した人が９割と、この辺を見ても、非常にオートレース場のポテンシャルの高さも証明されたんじゃなかろうかというふうに思っております。ネットにより全国で売り上げる収益施設みたいなところもあり、稼ぎ出す一方で、リアルではこういう地元に対して、人を引きつけて、地域との関係でつくっている。オンラインのマネタイズみたいなところとオフラインの還元みたいな、この両立ということが、これからの公営競技の持続可能性を考えるところの一つ鍵なんじゃなかろうかと思っております。
だからこそ、単なる単発のイベントもありがたいんですが、プラス、個人的には、日常的にこどもとか家族が足を運べる常設の施設が必要なんじゃなかろうかというふうにも一方で思うわけで、ボートレース場にはモーヴィと言われるような、こどもたちの遊び場が整備されている施設があって、モーヴィが遊具施設で２億８千万円ぐらいかかって、ボートレース振興会が１億円ぐらい出してくれたみたいなんですけど、このボートレース振興会というのが、基本的には地域に還元していこうというスタンスがあって、たまたまそういう流れもあって１億円をぽんっと出していただけたという背景があるみたいなんですけども公益財団法人ＪＫＡだったり、そういうところが飯塚オートレース場を通して、同様のこどもの遊び場を整備する考えみたいなのはあるのかないのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
こどもの遊び場につきましては、近年、子育て世代が安心して楽しめる施設や家族で訪れることができるレジャー施設として、公営競技場を活用する取組が全国的に進められております。一方では、質問議員が言われるモーヴィのような大規模な常設のこどもの遊び場を新たに整備するためには、施設整備費に加え、遊具の安全管理、施設の維持管理、運営スタッフの確保など、継続的な経費も必要となります。
したがいまして、現時点におきましては、モーヴィと同様の施設を直ちに整備するという考えはございませんが、現在の施設や今後の施設整備の中で、こどもたちが安心して遊ぶことができるスペースを設けることや、レース開催日だけではなく、今回のこども夏祭りのような、レースのない日にも親子で利用していただけるような施設、イベントの在り方について、幅広く検討し

ていきたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　ここは建設的に前向きに議論していきたいなというふうに思っております。
　今後の運営についてもお聞きしたいんですが、売上げ自体が大体２９８億円ぐらいまで伸びてきておりまして、単年度収支も黒字という裏で、９割以上がネットに依存していて、フィーも払っている状況であって、全国のレース場とも協議・交渉しているとはいえ、このコスト構造は基本的にはあまり変わらないだろうというふうには思う中で、繰り返しとなりますが、単なる車券を売る場所から、地域や市民、特に子育て世代に選ばれる空間への転換が、必要なんじゃないかなというふうに思います。先ほどご答弁にもあったこども夏祭りへの大きな反響であったり、レースのない日の活用検討というのは、一歩前進と思っております。芦屋ボートのモーヴィの事例を見るように、他市から人を呼び込み、まち全体の活力を生み出すには、より踏み込んだハード戦略なところが必要だと思いますが。
　これらを踏まえて、今後の施設整備の在り方について伺いたいんですが、昨年、メインスタンドをやり替えて、スタートしたと思うんですけれども、今後の施設設備の方向性について、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀髙）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　オートレース事業を将来にわたって安定的に継続していくために必要となる施設について、全体を見渡した上で、計画的に整備していく必要があると考えております。
　まず、競技運営上、重要な施設であります選手宿舎などの管理地区につきましては、現在、施設が建設から長期間経過しており、耐震性や老朽化などの課題がありますことから、優先的に今後の整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。特に、選手宿舎につきましては、選手が安全かつ快適に過ごせる環境を確保することはもちろん、選手管理、検車、整備、競技運営などを行う管理機能についても、効率的な動線や安全性を確保する必要があります。
　今年度中に管理地区再整備基本計画を策定する予定としておりまして、その中で単純に現在の施設を建て替えるというだけではなく、選手宿舎、競走車保管庫、競技運営管理施設などを含めまして、管理地区全体でどのような配置、規模、機能が必要なのかを整理し、将来の飯塚オートレース場にふさわしい施設の在り方について検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　特段、異論はございませんが、この管理地区再整備基本計画というのは何年後を見据えた計画になっているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀髙）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　この管理地区再整備基本計画につきましては、今年度、選手宿舎をはじめとする管理地区の各施設について、老朽化の状況や今後必要となる維持・更新、施設の機能などを総合的に整理し、今後の整備の方向性を定めるものでございます。
　再整備につきましては、オートレースの開催を継続しながら整備を行う必要がございますので、既存施設の機能を確保しつつ、施設ごとの段階的な建て替え・改修を行う、いわゆるローリングによる整備を想定しております。このため、基本計画の中で施設の配置や整備手順、概算事業費、

事業期間などを整理いたしますが、実際の整備時期につきましては、その時々の事業収入や財源の状況、施設の劣化状況などを踏まえて判断していくこととなります。

したがいまして、現段階で具体的な完了年度をお示しすることは困難となっております。今回策定する基本計画によって、将来の管理地区における施設整備の全体像を一定程度見通せるようにするとともに、必要な設備を、適切な時期に更新し、長期的に安定した競走事業の運営につなげてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

現在、使用されてない第２スタンドなんですけれども、今後の利用について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（木村尊治）

現在未使用となっております第２スタンドにつきましては、建物が耐震基準を満たしていないことから、建物をそのまま残して活用することや改修して使用することについては難しい状況でございます。

当事業所では、昨年度、第２スタンド周辺を含む余剰地エリアについて、民間事業者とのサウンディング調査を実施いたしました。その中で、こどもから大人まで楽しめるモータースポーツ施設、マウンテンバイクを体験できるバイクパーク、こどもの遊び場、カフェ、レストラン、ウオーキングコース、ドッグラン、野外イベントステージなど、様々な活用の可能性について、提案いただいております。こうした民間からの提案も踏まえますと、第２スタンド周辺については、単にオートレースのためだけの施設を整備するのではなく、先ほど質問議員が言われましたモーヴィのような施設を含めたオートレースを知らない人も訪れることができる場所としての多面的な活用を検討することが重要であると考えております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

前向きなご検討ありがとうございます。この管理地区再整備計画にきちんと明記しながら、戦略的かつ総合的にご計画いただければというふうに存じます。

レース場の駐車場なんですけれども、最近では、一部、民間に売却している部分もあると思うんですけれども、現在、利用されていない、あるいは、余剰となっている駐車場などはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（木村尊治）

飯塚オートレース場の駐車場につきましては、開催日の来場者数や車両の利用状況等を踏まえますと、通常の開催日や場外発売日において、恒常的に利用されていない駐車スペースが一定程度あるものと認識をしております。

一方で、ＳＧなどの大規模開催時の来場者や関係車両への対応、それからイベント開催時の利用、さらに総合体育館でのイベント時の利用、さらには今後の施設整備などを考慮する必要がございますことから、現時点で、直ちに余剰地と位置づけることについては、慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）
　私も慎重な検討が必要かなというふうに思っていまして、隣接地は基本的には体育館しかないので、体育館のイベントとかを見てみますと、案外、全部駐車場が埋まっていて、オートレース場の駐車場を借りていますということが多々あるので、余っているから売ろうみたいなことよりかは、きちんとエリアでマネジメントしたほうがいいんじゃなかろうかというふうに思います。そこら辺は関係所管とで連携をとっていただきたいなというふうに思っています。
　こうした施設であったり、資産に係るコストだったり、減価償却みたいなところを踏まえた経営全体を的確に把握して、今後、いろいろと宿舎であったりというのがあると思うので、適切な投資判断を下していく手法として、私的には、今後、企業会計への移行というのを検討するべきじゃなかろうかと思っています。現在、特別会計で運営されているんですけれども、メインスタンド以外の多額の施設設備が、今後、控えている中で、より企業的な経営を行うべきではなかろうかと思いますが、市の見解を伺います。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　企業会計へ移行するメリットといたしましては、発生主義に基づく会計処理や、議員が言われました減価償却費を含めた事業の経営成績を把握できること、それから固定資産、負債等の状況を含めた財務状況をより明確に把握できることなどが挙げられます。
　一方で、企業会計へ移行するためには、現在保有している土地、建物、機械設備等の固定資産の整理・評価、減価償却の方法の設定、企業会計に対応したシステムの整備、それから財務諸表の作成など新たな事業負担や一定の経費が生じることとなります。
　減価償却費を把握し、施設や設備にかかるコストを中長期的に捉えることは、今後の施設整備や事業運営を検討する上で重要であると認識しており、質問議員ご指摘のとおり、企業会計を導入することにより、減価償却費を含めた経営成績や資産の状況をより明確に把握できるという点についても、その意義はあるものと考えております。
　一方で、現在、本市におきましても、施設の老朽化状況や今後見込まれる改修・更新の必要性、事業収支や基金の状況などを踏まえながら、必要な施設整備について検討しているところでございます。企業会計の移行につきましては、こうした減価償却費を含めたコスト把握の重要性を踏まえながら、今後経営管理の在り方の一つとして、引き続き、研究してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　８番　藤堂　彰議員。
○８番（藤堂　彰）
　ぜひ、研究・検討していただきたいと思います。
　令和７年度末の累積赤字が大体２．３億円残るというところだと思うんですが、それとは別に、現在の施設全体の維持・更新みたいなところの修繕・建て替えコストは大体総額でどのくらいと試算しているのか、把握しているのであれば、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　現時点において、施設全体の将来コストを正確に「総額幾ら」と申し上げることについては困難となっております。
　一方で、今後、選手宿舎や競走車保管庫などの管理地区を含め、老朽化した施設について、維持修繕だけでなく、将来的には更新や建て替え、場合によっては施設の集約・再配置などについても検討していく必要があると認識しております。

特に、施設整備につきましては、単に老朽化施設を全て従前どおり更新するのではなく、今後の開催日数や売上げ規模、利用者ニーズ、施設の必要性などを総合的に勘案し、将来のオートレース事業の収支に過度な負担を生じさせないよう、投資額の平準化を図りながら進めていく必要があると考えております。

今後につきましては、施設ごとの劣化状況や更新時期を把握し、中長期的な維持修繕・更新に係る費用をできる限り具体化するとともに、補助制度等の活用も含めまして、事業収支とのバランスを図りながら、持続可能な施設運営を努めてまいりたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

維持管理の総額を考えると、そういうのを算出していくのは、やっぱり企業会計のほうが相性いいんじゃなかろうかというふうに思っております。

長々とオートレースの経営状況等々聞いてまいりましたけれども、売上げ面においては、右肩上がりで約２９８億円というところで、どんどん成果としては出ている一方で、ネットに依存しているという構造上の課題があると。これは、正直、あまり楽観視している状況ではないかなというふうに思っています。

今後としては、先ほども発言しましたが、単に車券を売る施設から一歩出て、こども夏祭りみたいなところで見られたように、高い市民満足度であったり、今後来る第２スタンドみたいなところの周辺整備、民間提案を生かし、市民に親しまれて、他市からも人が呼べる開かれた空間みたいなところを目指してほしいなと思いますし、それができるポテンシャルのある施設だというふうに、私としては思っております。

すごい大きな話だけすると、ふるさと納税も６０億円ぐらい入ってきていて、制限がある中だと思うんですが、３０億円ぐらい使えますよというところで、きちんと事業縮小というか、適正化をして、私としてはこういうところに投資をしていってほしいなというふうに思っておりますので、その辺は私の考えにはなるんですが、そういう使い方になってほしいなというふうに思っております。

今後、選手宿舎だったり、整備があると思うので、そこは結構、緊急性があるかなというふうに思っております。将来的な別のインフラの更新という多額の投資が控えていますし、そこも個別最適だけではなくて、体育館との連携として、体育館とオートレース場の間に何か丘みたいな所もあって、その辺の有効活用もしていっていただけるとうれしいなというふうに思っております。これも、担当課のご認識もあると思うんですけど、減価償却とか考えていくと、私は企業会計に移行していくのもありかなというふうに思うので、引き続き、前向きにご検討していただければというふうに思っております。

最後に要望になるんですが、アルコールについても検討していいのかなというふうに私としては思っています。アルコールが悪いのではなくて、飲んで運転する人が悪いので、「アルコールはけしからん」みたいなのでやめたという経緯があったと思うんですが、そこはちょっと違うのかなというふうに思っています。５場で見ると、浜松と飯塚以外は飲めているわけで、何かそこら辺の整合性もちょっとよく分からないなというふうにあります。仮に、アルコールが飲めたらビアガーデンとかもできるじゃないですか。幅広く公共の場所などで使っていただきたいなというふうに思いますので、その辺についても、ご答弁は求めませんが、ご検討いただけると幸いでございます。

最後に、るる話してきましたけれども、こどもたちの施設に変わっていくような、今までの公営ギャンブルから違う姿を見ながら、飯塚オートが市内外から愛される施設として、将来にわたって持続可能に発展していく、積極的な取組を期待しております。

最後、個人的な総括を申し上げますと、武井市長ご答弁ありがとうございました。武内市長に

もしお会いする機会があれば、ぜひとも何かちょこちょこ言っていただけると。僕が行く必要があるんだったら全然行くので、予算もかからないので、こども文化パスポートみたいなところもお願いできればというふうに思います。私の質問を終わります。長々とありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
　暫時休憩をいたします。

午後　２時３８分　休憩

午後　２時５０分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。３番　光根正宣議員に発言を許します。３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　公明党の光根でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。最後の登壇になりますけども、お疲れのところですが、最後までよろしくお願いします。
　まずは、「帯状疱疹ワクチンの接種推進と予防対策について」お聞きいたします。帯状疱疹につきましては、これまで、私は令和４年、それと５年の２度にわたって一般質問させていただきました。それから今日まで、昨年、令和７年度より帯状疱疹ワクチンが定期接種化となり、制度面では前進しております。しかしながら、対象外となる５０歳から６５歳の方や未接種者に対しての支援などがこれからの課題ではないかと思います。
　まず、定期接種化された経緯についてお尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　帯状疱疹は水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することによって、神経支配領域に時として疼痛を伴う水痘が出現する疾患であり、合併症の一つに帯状疱疹後神経痛があります。帯状疱疹の罹患患者は５０歳代から増加し、７０代がピークとなり、ＰＨＮの発症率も年齢とともに増加する傾向がございます。
　ワクチン接種の意義は、高齢者が罹患する帯状疱疹及びそれに伴う神経痛を予防することで、生活の質、ＱＯＬを改善し、受診を減らすことにあります。高齢化が進む日本において重要な公衆衛生政策上の意義が認められますことから、個人の発病と重症化を防止することを目的として、予防接種法上のＢ類疾病に位置づけられたものでございます。
○議長（城丸秀高）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　帯状疱疹ワクチンの定期接種化につきましては、高齢化による患者増加やワクチンの有効性に加え、全国の自治体においても独自の助成制度が広がり、接種機会の確保や地域間格差の是正を求める声が高まったことも、国に対して、定期接種化を後押しする要因の一つと考えられます。
　では次に、帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象となる方の年齢や自己負担額についてお尋ねいたします。
　また、使用されるワクチンは、接種回数が１回の生ワクチンと接種回数が２回の組換えワクチン、この２種類があるかと思いますが、昨年度のそれぞれのワクチンの接種者数と接種率を教えてください。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）
　定期接種の対象は６５歳の方です。ただし、それ以上の年齢の方の人口が多いことから、定期接種開始後５年間は経過措置として、５歳ごとの方を定期接種の対象とするものでございます。自己負担額はワクチンごとに異なりますが、１回接種の乾燥弱毒性水痘ワクチンは２５００円、２回接種の組換えワクチンは１回６５００円になります。なお、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、自己負担額が減免となっております。
　令和７年度の定期接種対象者数は８５３７人で、接種完了者数は３０７７人となっております。また、それぞれの接種完了者数及び接種率は、１回接種の乾燥弱毒性水痘ワクチンは接種完了者数１０９２人でございまして、接種率１２．８％、接種回数２回の組換えワクチンは接種完了者数１９８５人で、接種率は２３．２％、合計接種率につきましては３６．０％となっております。
○議長（城丸秀高）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　今のご答弁によりますと、定期接種対象者数は８５３７名、接種完了者数は３０７７人、接種率は３６％ということでございましたが、次に、定期接種の制度化に当たりまして、本市が想定した接種者数及び接種率があると思いますけれども、その想定値と昨年の実績と比較してどのように評価されていますか。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　本市が想定した接種者数は、接種対象者が８７７５人で、生ワクチンが１０５３人、接種率１２％、組換えワクチンが２４５７人、接種率が２８％で、合計接種率は４０％としておりました。これはその他の成人の予防接種の接種率などから算定したものでございまして、おおむね想定内であったと考えております。
○議長（城丸秀高）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　おおむね想定内ということですが、定期接種は対象者に接種を勧めるだけではなく、対象者自身が必要な情報を得た上で、経済的な負担を理由に接種機会を失うことがないよう、環境を整えることが重要であると思います。そういう意味では、接種されなかった方のご意見が気になるところでございます。
　定期接種の対象年齢には年度ごとの区切りがあり、対象とならない年齢層、いわゆる「はざまの世代」が生じています。また、定期接種の対象年度に接種できなかった未接種者への対応も課題と思います。そのような方からの相談や要望等はどの程度寄せられているのでしょうか。
　また、生涯に一度きりの対象年度内に接種できなかった方に何らかの救済措置はあるのか、市の見解をお尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　帯状疱疹ワクチンは対象年齢の方の年度が接種期間となります。令和８年度に入りまして、昨年度の接種対象者の方から接種を忘れていた、今から接種できないかといったご連絡が約１０件程度あったと承知いたしております。
　Ｂ類の定期接種のうち、生涯で一度きりのワクチンにつきましては、接種機会を逃さないよう、対象者宛てに個別通知を行っております。また、接種未完了者の方に接種期間終了の約３か月前に再通知を送付いたしております。

以上のようなことから、接種機会を逃した方への救済措置につきましては実施いたしておりません。
○議長（城丸秀高）
３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
ご答弁によりますと約１０件ほどの相談があったということでございますが、実際に機会を失った方が存在するという事実がございます。接種率が３６％という結果を今後の施策につなげるためには、本市の周知が十分であったのか、また、未接種者、６４％の方、これを数字に直すと５４６０人になりますけれども、この方がなぜ接種されなかったのかを把握し、検証することが重要だと思っております。今後、市としても、この未接種理由を調査、分析していただくことを要望いたします。
ここまで帯状疱疹ワクチン定期接種の制度等についてお尋ねいたしましたが、帯状疱疹は５０歳以上から発症リスクが高くなると言われております。現在の制度では、定期接種の対象年齢は６５歳以上となっており、現在の制度でカバーできない部分を補完する取組が必要なのではないかと考えます。例えば、大野城市では、５０歳以上の方に加え、対象外である６６歳から６９歳、７０歳から７４歳など、はざまの年齢となる方を対象に独自の助成制度を設けております。このように、全てとは言いませんけれども、接種対象年齢を一定の範囲に絞り、また、期間も１年間限定で助成するなど、市独自の助成制度を設けることについて、検討するお考えはないのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
現在、本市が実施しております予防接種は国が定期接種を決定した内容で予防接種法第５条に基づき実施いたしております。市独自の助成については検討いたしておりません。
○議長（城丸秀高）
３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
帯状疱疹ワクチンの定期接種については、国の定期接種制度を基本としながら、制度のはざまとなる方への市独自の助成制度創設や、５０歳以上の市民に対する積極的な予防啓発なども含めた帯状疱疹対策を本市の予防医療、健康寿命の延伸施策としてさらに前進させていく必要があると考えますが、市長のご意見を伺います。
○議長（城丸秀高）
武井市長。
○市長（武井政一）
質問議員のほうから幾つかの提案やご意見を賜りました。本市におきましては、市民の健康を守るために健康診査、それからがんや歯周病の各種検査、検診、それから予防接種を行っております。また、健幸ポイント事業や健幸ウォーキングなどの市民の健康づくりを応援する事業、食生活の改善やメンタルヘルスについても取り組んでいるところでございます。
質問議員がおっしゃいますように、予防医療の充実や健康寿命の延伸という観点も、これまで同様、視野に入れながらも、まずは、現在行っている取組を充実させていきたいと考えているところでございます。
○議長（城丸秀高）
３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
本市は、「健幸都市いいづか」を掲げ、健康寿命の延伸や疾病予防、また、介護予防など、病

気になってから対応するのではなく、病気になる前から健康を守る取組を進めていることは承知しております。さらに、予防医療を推進する上では、運動や検診だけでなく、予防接種も重要な取組の一つだと考えます。

特に帯状疱疹は、高齢者の生活の質を低下させるだけではなく、帯状疱疹後神経痛など長期的な影響を及ぼす可能性があります。ワクチンについても高い予防効果があると認められております。その効果を考えれば、定期接種の対象者に確実に接種していただくことが重要であると考えます。

一方で、定期接種の対象外となる５０代から６４歳までの方や定期接種の機会を逃した方についても、予防という観点から接種機会を確保する意義は大きいと考えます。本市として他市の状況も研究していただき、本市独自の制度を検討することを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、「ＲＳウイルス感染症の感染予防と重症化対策について」ですが、ＲＳウイルス感染症対策の現状について、お尋ねいたします。このＲＳウイルスについては、インフルエンザや新型コロナなどと比較して、市民の認知度が十分とは言えない面もございます。

まず初めに、本市において市民に対し、ＲＳウイルス感染症対策の情報提供や啓発などの取組について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

本市において感染症の情報提供や啓発は、市報やホームページで行っております。特に、感染症の流行の注意喚起を行う場合には、早急な情報提供が求められますので、そのような場合には、ホームページや防災行政無線等での周知を行っております。

本市では特にＲＳウイルス感染症に特化したものではなく、急性呼吸器感染症の一疾患として、感染状況の情報提供を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

福岡県が出されております感染情報によりますと、急性呼吸器感染症のうち、ＲＳウイルス感染症につきまして、本年３２週、８月３日から８月９日の段階で、福岡県のＲＳウイルス感染症の流行は、定点当たり２．４１となっておりました。市はこの感染状況をどのように認識していますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

本年３２週は福岡県全体では２．４１となっておりますが、県内でも流行している地域とそうでない地域がございます。３２週は県内保健所管内でも福岡地区や筑紫地区で流行しており、飯塚市を管轄する嘉穂・鞍手地区の流行はゼロでございました。ただし、時間とともに感染症が広がってくるおそれがありますので、注視すべきと認識いたしております。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

最新の８月２４日から８月３０日の第３５週のＲＳウイルス感染症は、定点当たり１．８６となっているようですが、インフルエンザやＲＳウイルス感染症を含む急性呼吸器感染症自体は、全体的には増加傾向にあるとの情報がございます。これからの季節においては他の呼吸器感染症も含めて注意喚起をお願いしたいと思います。

次に、高齢者のＲＳウイルス感染症は特有の症状がなく、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などと同じように、発熱、せき、鼻水など症状が類似しており、臨床症状だけでは鑑別が難しいとされております。医療機関において高齢者のＲＳウイルス感染症が鑑別診断として取り扱われているのか、市は把握しておりますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

一般的に高齢者は排出するウイルスが少なく、迅速検査キットでの診断がつきにくいこと、また、その検査に保険適用がなされないことから、あまり検査が行われていないと認識いたしておりますが、個別医療機関の診断や治療の内容については把握いたしておりません。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

高齢者のＲＳウイルス感染症の診断や重症化の実態を把握するため、医療機関や医師会と意見交換や情報収集を行う考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

本市におきましては、平日夜間・休日の初期救急の協議の際に、感染症全般について意見交換をするといったことがございますが、特に高齢者のＲＳウイルス感染症につきまして、個別に協議をすることなどは行っておりません。

また、医師会や医療機関は、感染症の流行状況に応じて、入院患者の病床調整の連携を福岡県や県の保健所と行っております。本市におきましては情報提供を受けるといったことはございますが、特に意見交換は行っておりません。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

答弁では、医師会や医療機関との特段の協議は行っていないということでございました。今後さらに高齢化が進む中で、重症化リスクがある感染症については、行政と医療現場が情報共有を行うことが重要であると思いますので、今後、連携を強化していくことを要望いたします。

次に、本年度からはＲＳウイルスワクチンが妊婦さんを対象に定期接種として位置づけられました。この定期接種の概要と定期接種となったことをどのように評価しているのか、お尋ねいたします。

また、市民に対してはどのような周知をされているか、併せてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

定期接種となりました母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種すると、母体内でつくられた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンでございます。接種時点で妊娠２８週０日から３６週６日までの妊婦の方が対象となります。

ＲＳウイルスはこどもにとって一般的なウイルスで、１歳までに約５０％、２歳までにほぼ１００％が感染いたします。日本でも毎年１２万人から１４万人の２歳未満のこどもたちがＲＳウイルス感染症と診断され、約３万人が入院となる疾患ですので、予防接種によって重症化するこどもが減ることは重要なことであると考えております。

周知につきましては、定期接種のお知らせは妊婦さんが親子健康手帳の交付のために来庁された際に、出産に向けた準備等のご案内と一緒にお知らせいたしております。妊娠８か月頃に「妊娠等包括相談支援事業プレママアンケート」を送付しており、そこで再度ご案内いたしております。また、接種は産婦人科で行いますので、医療機関からもご案内いただいておるところでございます。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

ＲＳウイルス感染症は乳幼児だけではなく高齢者にも重症化する可能性があります。高齢者の感染リスク、重症化リスクについてどのように認識しておられますでしょうか。

また、特に基礎疾患を持った高齢者は重症化する可能性が高いと言われておりますけれども、重症化の予防対策についてどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

高齢者が重症化した場合に死亡に至る率はインフルエンザと同程度であると認識いたしております。また、基礎疾患をお持ちの方は、ＲＳウイルス感染症に限らず、様々な疾患に感染した場合、重症化する可能性が高いと考えております。そのため、うがい、手洗い、換気、十分な休養など、基本的な対策を取っていただく必要があると考えております。ご自身の選択で予防接種を打っていただくことも対策の一つであろうというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

妊婦への母子免疫ワクチンが定期接種となった一方で、高齢者については、現在、国の定期接種の対象にはなっておりません。しかし、厚生労働省も６０歳以上を対象としたＲＳウイルスワクチンを案内しており、高齢者に対する予防の選択肢は存在しています。

次に、高齢者施設や介護施設など、集団で生活する場所では感染症の集団感染が発生することがあります。このような施設に対して、市は感染状況や予防対策についての情報提供や情報共有などを行っておりますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

特に高齢者施設等に向けた情報提供や啓発については行っておりません。ＲＳウイルス感染症に限らず、感染症の流行状況によって、国や県から啓発や情報提供の協力依頼が来ますので、その際には速やかに情報提供を行ってまいります。

○議長（城丸秀高）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

感染が拡大してから情報提供するのではなく、平時から感染予防や重症化リスクについて情報を共有しておくことが重要だと思います。その点、よろしくお願いいたします。

現在、高齢者を対象としたＲＳワクチンが開発されていますが、定期接種ではなく任意接種となっております。高齢者の感染予防、重症化予防という観点から、その必要性についてどのように認識していますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）
　高齢者向けのＲＳウイルスワクチンは現在３社から発売されております。有効期間は３６か月とされておりますが、現在、追跡調査が行われているところでございます。ワクチンを接種することは、感染症から個人を守る、そして社会を守っていくという重要な目的とメリットがあると認識いたしております。
　その一方で、どうしてもゼロにできない副反応のデメリットもございますので、接種することによるベネフィットとリスクの理解も必要であるというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　現在、このＲＳウイルス感染症そのものを治す治療薬はありません。基本は対症療法です。であるならば、感染後の治療よりは、感染予防、また、重症化させないための予防が重要であると思いますし、正しい情報が十分に届かなければ、そもそもこのワクチンという選択肢があることすら知ることができません。まずは正確な情報を市民に届け、その上で、本人が医師と相談して接種を判断できる環境を整えることが重要だと考えます。
　そこで、高齢者のＲＳウイルス感染症の予防ワクチン接種については、帯状疱疹のような高齢者向けの国の定期接種ではありません。現在、任意接種である６０歳以上のワクチン接種が１回につきおおむね３万円前後と高額になっていることもあり、なかなか接種につながらないのではないかと考えます。費用負担の軽減について検討する考えはないのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　福祉部長。
○福祉部長（東　剛史）
　先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、本市が実施しております予防接種は国が定期接種と定めたものを予防接種法第５条に基づき実施しておりますことから、市独自の助成につきましては検討いたしておりません。
○議長（城丸秀高）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　最後になりますけども、このＲＳウイルスは、これまで主に乳幼児の感染症として捉えられるようでございましたが、現在は妊婦への母子免疫ワクチンが定期接種となり、同時に高齢者向けのワクチンも存在しております。つまり、ＲＳウイルス対策は、乳幼児を守る対策から、妊婦、新生児、高齢者を含め、世代に応じて感染と重症化を予防する対策へと広がっていると考えます。本市においても、国の制度に基づく取組を着実に進めることはもちろんですが、それだけにとどまらず、高齢者施設への平時からの情報提供、医師会・医療機関との情報共有、高齢者への予防啓発など、本市の実情に応じた感染症対策を進めていただきたいと思います。
　また、高齢者を対象としたＲＳウイルスワクチンの接種費用について、独自に助成を行っている団体もあります。本市としてもこうした先行自治体の取組を調査研究し、高齢者の重症化予防の観点から接種費用の助成も検討していただくことを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明９月１０日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。
　以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時２２分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２４名　）

１番	城　丸　秀　髙	１５番	赤　尾　嘉　則
２番	深　町　善　文	１６番	土　居　幸　則
３番	光　根　正　宣	１７番	吉　松　信　之
４番	奥　山　亮　一	１８番	吉　田　健　一
７番	藤　間　隆　太	１９番	田　中　博　文
８番	藤　堂　　彰	２０番	鯉　川　信　二
９番	佐　藤　清　和	２１番	秀　村　長　利
１０番	田　中　武　春	２２番	永　末　雄　大
１１番	川　上　直　喜	２３番	兼　本　芳　雄
１２番	金　子　加　代	２５番	江　口　　徹
１３番	石　川　華　子	２６番	瀬　戸　　元
１４番	田　中　裕　二	２８番	道　祖　　満

（　欠席議員　　２名　）

２４番　小　幡　俊　之

２７番　坂　平　末　雄

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼丸義経		
議会事務局次長	岩熊一昌	議事調査係長	安藤　良
議事総務係長	宮山哲明	書記	伊藤裕美
書記	加世堂沙織	書記	藤嶋祐也

◎　説明のため出席した者

市長	武井政一	企業局次長	上野恭裕
副市長	久世賢治		
副市長	許斐博史		
教育長	桑原昭佳		
企業管理者	石田愼二		
総務部長	日高政徳		
行政経営部長	福田憲一		
市民協働部長	小川敬一		
市民環境部長	田中善広		
経済部長	林　利恵		
こども未来部長	榊　敏江		
福祉部長	東　剛史		
都市建設部長	大井愼二		
教育部長	小西由孝		
企業政策室長	落合幸司		
公営競技事業所長	木村尊治		